

一築立長六拾間  
平均 高卷尺四寸  
中敷丈三寸八尺

此坪五拾貳坪三合  
同所并桁延長百貳拾間  
平均 高卷尺四寸  
敷七尺五寸

此坪四拾坪八合  
一築立長百貳拾卷間五分  
平均 高卷尺貳寸  
中敷丈四尺四寸

此坪九拾四坪  
同所并桁延長貳百四拾三間  
平均 高卷尺  
敷丈四尺四寸

此坪六拾七坪五合  
一築立長九拾四間  
大宮村地内  
平均 高卷尺  
中敷丈八尺

此坪貳拾四坪貳合  
同所并桁延長百八拾八間  
平均 高卷尺  
敷丈九尺

此坪四拾坪八合  
一橋前後道路延長貳間  
平均 高卷尺  
敷丈九尺

此坪壹合  
一同長三間  
平均 高卷尺  
敷丈八尺

一同長拾貳間  
此坪八坪九合  
平均 高卷尺七寸  
横卷丈五尺七寸

一同長七間  
此坪貳坪三合  
平均 高卷尺  
横卷丈貳尺

一同長七間  
此坪壹坪七合  
平均 高卷尺  
横卷九尺

一土瓶九本  
是ハ長卷丈八尺之処床土巾貳尺厚卷尺替土築固メ伏込  
水抜卷ヶ所

一同拾四本  
是ハ長卷丈八尺之処前全断  
同

一同拾貳本  
是ハ長卷丈四尺之処通前全断  
同

一同拾貳本  
是ハ長卷丈四尺之処前全断  
同

一石積両側延長六拾間  
是ハ長卷丈之処通ツツ床土巾三尺厚卷尺替土築固メ伏込  
平均 法八尺三寸  
厚卷尺貳寸

此石拾六坪六合  
松木三拾本  
長卷間  
末口六寸  
土木

是ハ石積延長六拾間之廻ニ土木ニ遣フ  
 松木九拾本 長四尺 末口三寸

是ハ土木巻本ニ三本ツツ扣木ニ遣フ

一石工  
 合土坪九百七拾坪九合

内  
 堀割六百三拾坪貳合  
 築立三百四拾坪七合

内  
 百坪三合

残坪貳百四拾坪四合  
 筋芝巾六寸面芝ヨリ五寸下リ次第貳寸増裏水面迄表法先迄植込法先柳粗梁 長貳尺五寸 卷尺間ニ植込ミノ事  
 厚三寸

堀割土用

扣木

各務郡 大宮村 三柿野村

大宮村三柿野村地内

平均 深九寸 上口七尺八寸 床六尺

一堀割長九拾八間  
 此坪拾六坪九合

同所并桁延長九拾六間

此坪拾八坪六合

一堀割長百貳拾五間

此坪七坪八合

同所并桁延長貳百五拾間

此坪三拾六坪五合

一築立長八拾七間卷分

此坪三拾貳坪九合

同所并桁延長百七拾四間貳分

此坪三拾八坪七合

一築立長拾六間

此坪拾三坪

同所并桁延長三拾貳間

此坪八坪九合

一堀割長八拾三間五分

此坪貳拾坪八合

平均 高卷尺卷寸 馬貳尺貳寸 敷四尺貳寸

大宮村地内

平均 深五寸 上口五尺 床四尺

平均 高卷尺五寸 馬貳尺 敷五尺

平均 高八寸 中敷卷丈六尺 敷卷丈八尺

平均 高貳尺 馬貳尺 敷六尺

平均 高卷尺五寸 中敷卷丈八尺 敷卷丈八尺

平均 高貳尺 馬七尺 敷七尺

平均 深卷尺六寸 上口七尺貳寸 床四尺

同所井桁延長百六拾七間	一割勾配	平均	高四寸 馬式尺八寸
此坪四坪五合	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
一築立長百老間三分	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
此坪拾八坪五合	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
同所井桁延長百貳間六分	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
此坪四拾五坪	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
一築立長百四拾八間	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
此坪三拾三坪九合	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
同所井桁延長貳百九拾六間	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
此坪六拾五坪八合	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
一築立長九拾間五分	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
此坪三拾八坪貳合	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
同所井桁延長百八拾老間	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
此坪四拾坪貳合	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
一期割長三拾五間	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
此坪六坪老合	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
同所井桁延長七拾間	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
此坪	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
一井桁長貳拾八間	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
此坪六坪貳合	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
一橋前後道路長四間	出来巾六尺老割勾配	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
此坪四合	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
一同長八間	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
此坪貳坪五合	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
一同長四間	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
此坪六合	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
一同長八間	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
此坪老坪四合	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
一橋前後道路延長四間	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
此坪六合	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
一同長八間	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸
此坪老坪貳合	"	平均	高四寸 中敷老丈六尺八寸

一同長拾間 出來巾九尺卷割勾配 平均 高卷尺五寸 横卷丈五寸

此坪四坪四合 平均 高五寸 横五尺五寸

一同長三間 平均 高五寸 横五尺五寸

此坪式合 平均 高卷尺三寸 横卷丈三尺三寸

一同長九間 平均 高卷尺三寸 横卷丈三尺三寸

此坪四坪三合 水拔卷ヶ所

一土瓶九本 長式尺

是ハ長卷丈八尺之処床土巾式尺厚卷尺替土築固メ伏込 同

一土瓶九本 長式尺 同

同上 同

一土瓶拾式本 長式尺

是ハ長式丈四尺之処以下同上 同

一土瓶拾式本 長式尺

同上 同

一土瓶八本 長式尺

是ハ長卷丈六尺之処以下同上 同

一土瓶九本 長式尺

是ハ長卷丈八尺之処 同

一土瓶九本 長式尺

同上 同

一土瓶拾式本 長式尺

是ハ長式丈四尺之処以下同上 同

一土瓶七本 長式尺

是ハ長卷丈四尺之処以下同上 同

合土坪四百七拾七坪七合 同

内

細割五拾壹坪六合 但築立用

代金八円式拾五錢六厘

築立四百式拾六坪壹合

内

五拾壹坪六合 堀割土用

残坪三百七拾四坪五合

代金七拾四円九拾錢

筋芝巾六寸面芝ヨリ五寸下リ次第二寸増裏水面マデ表法先迄横込法先柳粗朶 長一尺五寸 卷尺間ニ横込ミノ事

丁第一号 芥見村地内

一築立長百三拾間 平均 高三尺九寸 中敷式丈卷尺五寸 敷式丈九尺三寸

卷割勾配

平均

平均

平均

此坪三百五拾七坪七合  
同所并桁延長式百六拾間

宅割勾配

平均

高式丈七寸  
敷八尺式八寸

一築立長五拾間  
此坪百七坪三合

岩滝村地内  
平均

高七尺式寸  
敷三丈六尺四寸

同所并桁延長百間  
此坪式百九拾式坪

全

平均

高式尺五寸  
敷八尺

一築立式拾間  
此坪三拾八坪式合

全

平均

高式尺宅寸  
敷式丈六尺式寸

一堀割長四拾間  
此坪式拾八坪宅合

全

平均

深宅尺七寸  
上口九尺四寸  
床六尺

同所并桁延長五拾式間  
此坪拾四坪五合

全

平均

高宅尺四寸  
敷四尺八寸

一堀割長百四間  
此坪六坪九合

全

平均

深三尺  
上口宅式尺  
床六尺

同所并桁延長四拾間  
此坪七拾八坪

全

平均

高六寸  
敷三尺式寸

一築立長四間

此坪四坪八合

全

平均

高宅尺八寸  
敷二丈五尺六寸

同所并桁延長八間  
此坪三坪宅合

全

平均

高式尺五寸  
敷八尺

岩田村地内

一堀割長九拾六間七分

全

平均

深宅尺三寸  
上口八尺六寸  
床六尺

此坪式拾五坪五合

同所并桁延長百九拾三間四分

全

平均

高宅尺式寸  
敷四尺四寸

一橋前後道路延長拾式間  
此坪七坪九合

全

平均

出來巾三尺  
高三尺六寸  
橫六尺六寸

一同長式拾四間  
此坪式拾三坪

全

平均

高三尺六寸  
橫九尺六寸

一同長四間三尺  
此坪八合

全

平均

高宅尺四寸  
橫四尺四寸

一同長拾式間  
此坪八坪三合

全

平均

高宅尺八寸  
橫宅丈八寸

合土坪千拾八坪四合

内

堀割百拾八坪

但築立ニ用

築立九百坪四合

内

百拾八坪

堀割土用

残坪七百八拾貳坪四合

筋芝巾六寸面芝ヨリ五寸下リ次第式寸増裏水面マデ表法先迄植込法先柳粗朶 経五寸 長宅尺五寸 宅尺間ニ植込ミノ事

西水路丁第一号

一土瓶三拾貳本

長貳尺 經宅尺五寸

水拔宅ヶ所

是ハ長宅丈貳尺之処式通り床土巾四尺厚宅尺替土築固メ伏込

一同三拾本 長貳尺 經八寸

是ハ三丈ツツ処宅ヶ所拾五本ツツ以下同

前洞村地内

丁第二号

一堀割長貳百五拾間

宅割勾配

平均

深八寸 上口七尺六寸 床六尺

此坪三拾七坪八合

平均

高宅尺七寸 馬路貳尺八寸 敷五尺八寸

同所并桁長五百間

一堀割長貳百六間

全

平均

深貳尺七寸 上口宅丈尺四寸 床六尺

此坪百三拾四坪四合

平均

高九寸 馬貳尺 敷三尺八寸

同所并桁延長貳百五拾貳間

一堀割百三拾貳間五分

全

大宮村地内 平均

深宅尺五寸 上口九尺 床六尺

此坪四拾壹坪四合

平均

高宅尺 馬貳尺 敷四尺

同所并桁延長貳百六拾間

此坪貳拾壹坪七合

平均

高三尺五寸 中敷貳丈九尺 敷貳丈九尺

一築立長三拾壹間

此坪七拾六坪九合

平均

高貳尺五寸 馬三尺 敷八尺

同所并桁延長六拾貳間

此坪貳拾三坪七合

平均

深貳尺五寸 上口宅丈尺 敷六尺

一堀割長貳拾三間

此坪拾三坪六合

平均

高宅尺三寸 馬貳尺 敷四尺六寸

同所并桁延長拾間

此坪壹坪貳合

一橋前後道路延長八間 出来巾五尺・卷割勾配 平均 高卷尺貳寸 横六尺貳寸

此坪卷坪七合 出来巾貳間卷割勾配 平均 高卷尺三寸 横卷丈四尺三寸

一同長貳間 此坪拾八坪三合 全 三尺 全 平均 高六寸 横三尺六寸

此坪卷合 全 全 平均 高七寸 横三尺七寸

一同長貳間 此坪卷合 全 全 平均 高七寸 横三尺七寸

一同長五間 此坪卷合 全 六尺 全 平均 高七寸 横三尺七寸

此坪八合 全 六尺 全 平均 高八寸 横六尺八寸

一土版拾四本 長貳尺 卷尺五寸 水拔卷ヶ所

是ハ長式丈八尺之処床土巾式尺厚卷尺替土築固メ伏込ミ

一同九本 是ハ卷丈八尺之処以下同上

一同式拾本 長貳尺 卷尺五寸

是ハ長式丈ヲ式ヶ所卷ヶ所拾本ツツ同以下

一別拾本

是ハ長式丈之処 長貳尺 卷尺五寸

一同拾本 是ハ長式丈六尺之処 長貳尺 卷尺五寸

合土坪四百七拾七坪四合 内 堀割式百貳拾七坪式合 但築立用

堀割式百五拾坪式合 内 築立式百五拾坪式合

残坪式拾三坪 堀割土用

筋芝巾六寸面芝ヨリ五寸下リ次第式寸増裏水面迄表法先迄植込法先柳粗架 長卷尺五寸 卷尺間ニ植込ミノ事

厚三寸

第三号

一築立長三拾六間 卷割勾配 平均 高卷尺貳寸 中敷式丈貳尺 敷式丈四尺四寸

此坪式拾七坪八合 全 平均 高卷尺五寸 敷馬三尺

同所并桁延長七拾貳間

此坪式拾七坪五合

前洞村

大宮村地内

西市場村

西

平均

平均

平均

平均

平均

平均

平均

平均

平均

平均

平均

一 築立長百三十拾卷間卷分 卷割勾配 平均 高卷尺八寸 敷式丈五尺六寸

此坪百五拾六坪 平均 高二尺五寸 敷式丈五尺六寸

同所并桁延長式百六拾式間式分 全 平均 高卷尺八寸 敷式丈五尺六寸

此坪百坪卷合 全 平均 高二尺五寸 敷式丈五尺六寸

一 築立長百三十拾九間 全 平均 高卷尺八寸 敷式丈五尺六寸

此坪百五拾六坪四合 全 平均 高二尺五寸 敷式丈五尺六寸

同所并桁延長式百七拾八間 全 平均 高卷尺八寸 敷式丈五尺六寸

此坪百六坪式合 全 平均 高二尺五寸 敷式丈五尺六寸

一 堀割長百七拾間 全 平均 高卷尺八寸 敷式丈五尺六寸

此坪八拾坪三合 全 平均 高二尺五寸 敷式丈五尺六寸

同所并桁長式百間 全 平均 高卷尺八寸 敷式丈五尺六寸

此坪拾四坪五合 全 平均 高二尺五寸 敷式丈五尺六寸

一 橋前後道路延長拾七間 出來巾卷丈 全 平均 高卷尺八寸 敷式丈五尺六寸

此坪拾五坪五合 出來巾卷丈 全 平均 高二尺五寸 敷式丈五尺六寸

一 同長拾間 出來巾式間 全 平均 高卷尺五寸 橫卷丈三尺五寸

此坪五坪六合 出來巾式間 全 平均 高卷尺五寸 橫卷丈三尺五寸

是八長式丈六尺之処以下同

一 土瓶拾五本 是八長三丈之処

合土坪六百八拾九坪九合 内 但築立二用

堀割八拾坪三合 内 但築立二用

築立六百九坪六合 内 但築立二用

八拾坪三合 堀割土用

残坪五百式拾九坪三合 筋芝前同上

筋芝前同上

前洞村

西市場村

地内

第四号 一 堀割長五拾三間 卷割勾配 平均 深三寸 上口六尺六寸 床六尺

此坪式坪八合 平均 高式尺三寸 敷式尺四寸

同所并桁延長百六間 平均 高式尺三寸 敷式尺四寸

此坪式拾七坪式合 平均 深式尺七寸 床式尺四寸

一 堀割長九拾間 全 平均 深式尺七寸 床式尺四寸

此坪五拾八坪七合



同所并桁延長四拾四間	此坪八坪三合	全	平均	高老尺五寸 馬三尺
一築立長四拾四間	此坪百拾三坪	全	平均	高七尺四寸 中敷三丈六尺八寸
同所并桁延長八拾八間	此坪貳百六拾五坪九合	全	平均	高貳尺五寸 馬三尺
此坪三拾三坪六合	此坪七拾五坪九合	全	平均	深貳尺五寸 上口壹丈壹尺
一堀割長百貳拾八間三尺	同所并桁延長百六拾五間	全	平均	高六寸 馬三尺
此坪七拾五坪九合	此坪七坪貳合	全	平均	高五寸 中敷二丈二尺
一築立長拾間	此坪三坪壹合	全	平均	高貳尺五寸 馬貳尺五寸
同所并桁延長貳拾間	此坪六坪九合	全	平均	高貳尺五寸 馬貳尺五寸
一堀割長四拾間	此坪六坪七合	全	平均	深老尺九寸 上口九尺八寸
同所并桁延長五拾四間	同所并桁延長五拾四間	全	平均	高老尺三寸 馬貳尺三寸

同所并桁延長百三拾貳間	此坪貳拾五坪壹合	全	平均	高老尺八寸 馬貳尺六寸
一築立長貳拾貳間	此坪五拾六坪三合	全	平均	高三尺六寸 中敷二丈九尺貳寸
同所并桁延長四拾四間	此坪拾六坪八合	全	平均	高貳尺五寸 馬三尺
一堀割長六拾壹間	此坪八拾坪壹合	全	平均	深四尺五寸 床上口壹丈五尺
同所并桁延長三拾貳間	此坪百拾三坪	全	平均	高八寸 馬貳尺六寸
此坪貳坪	同所并桁延長五拾五間	全	平均	高五尺四寸 中敷三丈貳尺四寸
一築立長貳拾七間五分	此坪貳拾坪	全	平均	高貳尺五寸 馬三尺
同所并桁延長五拾五間	此坪貳拾五坪	全	平均	高貳尺五寸 馬三尺
一堀割長七拾五間	此坪八拾三坪三合	全	平均	深四尺 床上口壹丈四尺

此坪六坪四合  
一築立長五拾間  
此坪三拾五坪三合  
同所并桁延長百間  
平均 高卷尺壹寸  
敷式丈四尺貳寸

此坪三拾八坪貳合  
一橋前後道路延長四間  
全 出來巾三尺 全  
平均 高卷尺五寸  
馬三尺  
敷八尺

此坪六合  
一土瓶拾卷本  
長貳尺  
經壹尺  
平均 高卷尺貳寸  
橫四尺貳寸

是八長式丈貳尺之処以下同上  
長貳尺  
經八寸

一同拾三本  
是八式丈六尺之処以下同  
長貳尺  
經八寸

一同拾九本  
是八長三丈之処以下同  
長貳尺  
經八寸

一同拾三本  
是八式丈六尺之処  
長貳尺  
經八寸

合土坪九百八拾四坪四合  
内  
但築立二用

細割三百拾七坪五合  
築立六百六拾六坪九合  
内  
細割土用

三百拾七坪五合  
殘坪三百四拾九坪四合  
筋芝前同上

第五号  
一築立長百貳間  
全 宅割勾配  
平均 高卷尺六寸  
中敷式丈五尺貳寸  
敷式丈五尺貳寸

此坪百七坪  
同所并桁延長貳百四間  
全  
平均 高卷尺五寸  
馬三尺  
敷八尺

此坪七拾七坪九合  
一堀割長四拾間  
全  
平均 深卷尺五寸  
上口九尺  
床六尺

此坪拾貳坪五合  
同所并桁延長八拾間  
全  
平均 高卷尺三寸  
馬貳尺  
敷四尺六寸

此坪九坪五合

一築立長四百卷間九分  
此坪四百六坪五合

同所并桁延長八百式拾三間八分  
此坪貳百六坪

岩地村 地内  
西市場村 地内  
前洞村外六ヶ村入会  
平均 高卷尺七寸  
中敷式丈四尺八寸  
敷式丈四尺八寸  
平均 高卷尺  
中敷式丈四尺八寸  
敷式丈四尺八寸

一堀割長六拾九間八分

此坪七坪七合

同所并桁延長百三拾九間六分

此坪拾四坪九合

一築立長貳拾九間

此坪拾五坪

同所并桁延坪拾五坪

此坪拾五坪

一橋前後道路延長拾三間

此坪七坪九合

一同長拾三間

此坪五坪八合

一同長六間

此坪壹坪貳合

一同長拾貳間

壹割勾配

岩地村水海道村西市場村

平均 深七寸 上口六尺四寸 床五尺

平均 高壹尺貳寸 馬貳尺四寸 敷四尺四寸

西市場村地内

平均 高三尺三寸 中敷壹丈五尺六寸 敷壹丈九尺

平均 高貳尺 馬三尺 敷七尺

平均 高貳尺 橫壹丈壹尺

平均 高貳尺 橫八尺

平均 高九寸 橫七尺九寸

平均 高壹丈八寸 橫壹丈八寸

一同長九間

此坪貳坪六合

一同長拾五間

此坪拾坪八合

一土瓶拾四本

長貳尺 經八寸

是八貳丈八尺之処床土巾貳尺厚壹尺替土築固メ伏込

一土瓶拾三本

長貳尺 經壹尺五寸

是八貳丈六尺之処以下同上

一土瓶九本

長貳尺 經壹尺

是八長壹丈八尺之処

一同拾貳本

長貳尺 經一尺五寸

是八貳丈四尺之処

一同拾三本

長貳尺 經壹尺

是八貳丈六尺之処以下同上

一同拾壹本

長貳尺 經壹尺

是八貳丈貳尺之処以下同上

一同拾三本

長貳尺 經八寸

是八長貳丈六尺之処

一同拾四本

長貳尺 經壹尺

出来巾六尺 全 平均 高壹尺四寸 横七尺四寸  
出来巾九尺 全 平均 高貳尺三寸 横壹丈壹尺三寸

是ハ長式丈八尺之処  
合坪九百五拾壹坪壹合

堀割式拾坪壹合 但築立ニ用

代金四円八拾四銭八厘  
築立九百三拾坪九合

式拾坪壹合

殊坪九百拾坪七合

筋芝巾六寸面芝ヨリ五寸下リ次第式寸増裏水面マデ表法先マデ植込法先柳粗朶長一尺五寸 壹尺間ニ植込ミノ事

堀割土用

各務郡 芥見村

津保川通  
字牛子

一用水掛樋長五拾四間

此坪百六拾七坪四合

内 百拾三坪四合

五拾四坪

右入用

内法 高三尺  
横式間

敷板

腹板

桧木三拾九本

内

尺ノ五拾壹本六分二厘四毛

式拾四本 長四間半

尺ノ式拾八本六分八厘

拾五本 長四間

是ハ掛樋長五拾四間之処拾四小間ニ割合壹組ニ三本ツツ

零 八組

岡五組

尺ノ

檢木式拾六挺 長壹丈四尺  
巾八寸 厚二寸五分

貫木

是ハ杭木拾三組壹組ニ式挺ツツ

尺ノ

同木五拾式挺 長壹丈四寸  
巾五寸 厚式寸五分

筋違貫

尺ノ

同木拾三本改末壹尺壹寸 長壹丈三尺六寸  
改終九寸五分

梁木

尺ノ

同木四本 長壹丈式尺六寸  
末口壹尺

枕木

尺ノ拾九本四分式厘式毛

同木式拾六本 長壹丈四尺  
末口七寸

扣枕

同木五拾貳本 末口卷尺壹寸  
但シ經九寸五分野面角

内

三拾貳本 長卷丈貳尺

漆

杭木八組分

貳拾本 長九尺

岡

同 五組分

是ハ桁木継手五拾貳ヶ所一ヶ所ニ卷本ツツ

檢木四拾八本 末口九寸

桁木

内

尺ノ五十七本六分八厘

貳拾八本 長貳丈五尺八寸六分

尺ノ貳拾六本五分四厘四毛

拾六本 長貳丈貳尺八寸六分

尺ノ五本七分六厘四毛

四本 長卷丈九尺八寸六分

檢木八本 末口八寸

継桁

内

尺ノ拾本壹分貳厘

四本 長三丈四尺八寸六分

尺ノ五本四分三厘貳毛

四本 長貳丈貳尺八寸六分

是ハ掛樋長五拾四間之処拾四継口手拾三ヶ所式尺之治掛鐵懸ニシテ四通リ

尺ノ四拾九本五分

同木百六拾四本 長卷丈四尺四寸

上井籠梓

是ハ掛樋長五拾四間之処拾壹小間ニ割合ハ拾貳組分

尺ノ拾本六分六厘

同木百六拾四本 長三尺九寸

両側井籠梓

厚四寸 經五寸

是ハ前同斷

尺ノ百八本四分五厘 長卷丈貳尺七寸

同板三百七拾八枚 巾九寸 敷板

是ハ樋長五拾四間之処拾四枚矧貳拾七継口手貳拾六ヶ所七寸追掛繼

尺ノ四十九本五毛 長卷丈貳尺壹寸

同板貳百拾六枚 巾七寸五分 腹板

是ハ樋長五拾四間之処四枚矧貳拾七継口手貳拾六ヶ所壹寸之木口繼ニシテ両側分

ボート式百三拾四本 長尺六寸 頭壹寸四方

此鉄物目方五拾貳五目八分 經五分 厚五分

但シ卷本 式百拾三目七分

女檢式百三拾四個 卷寸四方

厚五分 此鉄目五メ六百三拾九目四分

但シ卷個 式拾四目壹分

座鉄四百六拾八個 經壹寸五分 厚貳分

此鉄目八メ八百九拾式目 但シ巻個 拾九目

是ハ枕木拾三組巻組ニ拾八本ツツ貫木ヨリ枕木へ通ス

ポト式拾六本 頭八分四方 厚四分

此鉄目巻メ三百五目式分 但シ巻本 五拾目式分

女捻式拾六個 八分四方 厚四分

此鉄目三百九目八分 但シ巻個 拾式目三分

座鉄五拾式個 經巻寸式分 厚式分

此鉄目六百式拾九目式分 但シ巻個 拾式目巻分

是ハ筋違貫木五拾式挺式挺ニ巻本ツツ中央へ通ス

ポト式百八本 長式尺式寸 經五分 頭巻寸四方 厚五分

此鉄目五拾九メ式百三拾八目四分 但シ巻個 式拾四目巻分

女捻式百八個 但シ巻個 八十四目巻分

此鉄目五メ拾式目八分 巻寸四方 厚五分

座鉄四百拾六個 但シ巻個 十九目

是ハ桁木継手五拾式ケ所巻ケ所四本ツツ肘木へ通ス

九寸手違録式百四拾挺 但シ巻個

是ハ梁木拾三本枕木式本合拾五本巻本ニ拾六挺ツツ桁木へ打撃ケ

八寸皆打釘三百式拾八本 但シ巻本 三拾五目

此鉄目拾巻メ四百八拾目 是ハ下井籠粹八拾式本巻本ニ四本ツツ桁木へ打

五寸皆打釘三千五百六拾八本 但シ巻本 五拾目

此鉄目七拾巻メ三百六拾目 内

敷板三百九拾式板 巻枚ニ八本ツツ

三千百三十六本 下井籠粹へ打

四百三拾式本 掛桶長五拾四間之処間ニ四本ツツ敷板ヨリ腹板へ打両側分

四本皆打釘千式百九拾六本 但シ巻本 拾五目

此鉄目拾九メ四百四拾目 是ハ腹板別目六通り巻通り式百拾六本ツツ逢釘ニ打

槓皮五拾メ式百式拾目 是ハ敷板腹板合平坪百六拾七坪四合巻坪二三百目込

大工 木工 人夫

南掛樋台長四間土方

此土坪拾三坪 内

平均 高六尺五寸 横三間

卷坪五合 長三間 高卷間 厚三尺

鋼土

殘土拾卷坪五合

平均 高卷丈 橫四間半

北掛樋台長式間

此土坪拾五坪 內 長三間 橫六尺 厚四尺

鋼土

殘土拾三坪

計

此請負金貳千五拾七円

一南掛樋台石積鼻打廻共延長九間半

敷及左右五分勾配

平均 高卷丈貳尺 橫貳尺

此石六坪三合

此平坪拾九坪

一北掛樋台同長拾間半

此石坪七坪

此平坪貳拾卷坪

平均 高卷丈貳尺 橫貳尺

石工 人夫

大洞川通

一用水掛樋長拾間

内法

高卷尺五寸 橫貳間

此板坪貳拾九坪卷合七夕

内

貳拾坪八合三夕

八坪三合四夕

右入用

尺ノ式本九分四毛

檢木六本

是ハ掛樋長拾間之處中式組卷組ニ三本ツツ

尺ノ式分七厘

同木式挺

是ハ杭木式組卷組ニ卷挺ツツ

尺ノ卷本卷分式厘

松木式本

是ハ同斷

同式本貳分四厘

同木四本

長式間半 末口六寸

杭木

長卷丈三尺五寸 巾六寸 厚貳寸

貫木

長卷丈三尺三寸 末口七寸

梁木

長卷丈三尺三寸 末口七寸

枕木

各務郡 齊見村

是ハ前後式ケ所中式ケ所合四ケ所分  
同木式拾五本 末口六寸

桁木

尺ノ宅本三分八厘五毛

五本

長九尺九寸六分

前継桁

同式本九厘

五本

長壹丈貳尺九寸六分

中桁

同九分七厘

五本

長六尺九寸六分

同

同式本五分七厘五毛

五本

長壹丈五尺九寸六分

同

同三本五分宅厘

五本

長壹丈八尺九寸六分

後継桁

是ハ掛繩拾間之処五継々手四ケ所壹尺貳寸之追掛継ニシテ五分通

尺ノ六本七分貳厘

檢木式拾壹本

長壹丈三尺五寸

敷梁

是ハ前同斷之処三尺間ニ置

同拾六本三分九厘三毛

同板七拾五枚

長壹丈貳尺六寸四分

敷板

是ハ前同斷之処拾五枚制五継々手四ケ所八寸ノ追掛梁

尺ノ六本四分宅厘八毛

同板三拾枚

長壹丈貳尺八寸

覆板

是ハ前同斷之処三枚制五継々手四ケ所壹寸ノ杏継ニシテ兩側分

同宅本九分三厘貳毛

同木四拾貳本

長三尺四寸五分

腹枳

是ハ掛繩長拾間之処式拾小間ニ割合兩側分

同三本七分八厘

同木式拾壹本

長壹丈三尺五寸

上梁

是ハ前同斷式拾五間ニ割合置

ボト六本

長八寸

頭壹寸四方

厚五分

此鉄目七百拾三目三分

但宅本

女捻六個

厚五分

但宅個

此鉄目百四拾四目五分

但宅拾四目七厘五毛

盛鉄拾貳個

厚貳分

但宅個

此鉄目百九拾四目五分

但宅個

是ハ枕木式組宅組二三本ツツ貫木ヨリ杭木へ通ス

七寸平鋸三拾六挺

此鉄目貳貫五百式拾目

但宅挺

但七拾目



是ハ梁木式本枕木四本合六本卷本ニ六挺ツツ枕木ヘ打  
六寸手違銀百貳拾挺

此鉄目七貫貳百目 但卷挺 但六拾目

是ハ梁木式本枕木四本合六本卷本ニ貳拾挺ツツ桁木ヘ打  
五寸手違銀四百貳拾挺

此鉄目貳拾壹貫目 但卷挺 但五拾目

是ハ敷梁式拾壹本卷本ニ貳拾本ツツ桁行ヘ打  
五寸皆折釘八百五拾貳本

此鉄目拾七貫四拾目 但卷本 但貳拾目

内

七百五拾本 敷板七拾五枚卷枚ニ拾本ツツ折

百貳本 掛桶長拾間之処間ニ送り六本腹板ヨリ敷板ヘ打兩側分  
蛇釘式百四本 長三寸五分 頭三分四方

此鉄目壹貫貳百八拾五目貳分 但卷本 但六目三分

是ハ腹板矧目式通り卷通り五拾壹本ツツ腹板逢釘ニ打兩側分  
槓皮八貫七百五拾壹目

是ハ敷板腹板合板坪式拾九坪壹合七夕壹坪三百目込

大工  
人夫

右寄

松角尺ノ式拾八本七分九厘三毛

同丸太尺ノ式拾參本五分壹厘四毛

鉄目五拾貫九拾七目五分

槓皮八貫七百五拾壹目

大工  
人夫

左右卷割勾配  
前五分

一北掛樋台鼻折廻共石積延長八間貳尺四寸

平均 高壹丈貳尺  
厚壹尺五寸

此石四坪貳合

一南間延長八間四尺三寸

平均 高壹丈三寸  
厚壹尺五寸

此石四坪七合

一掛樋取合前後左右石積延長貳間

平均 高三尺五寸  
厚壹尺

此石貳合

合石九坪壹合

一松木拾貳本

長式間  
末口八寸

是ハ兩掛樋台鼻折廻共延長貳拾四間之処土木ニ遣フ

石工  
人夫

各務郡 芥見村

間無田川通

一用水掛樋長四間

此板坪六坪九合九夕

内

四坪三合三夕

式坪六合六夕

右入用

尺ノ卷本卷分六厘卷毛

檢本三本

是ハ掛樋長四間之処中組分

尺ノ七厘卷毛

同本卷紐

是ハ杭木卷組分

尺ノ式分七厘

檢木卷本

同五分四厘

是ハ杭木卷組分

内法 高式尺 檣六尺

敷板

腹板

杭木

長式間 末口六本

貫木

長七尺五寸 巾六寸 厚式寸

梁木

長七尺三寸 末口七寸

是ハ面掛樋台ニ卷本ツツ

同卷本七分七厘六毛

同木六本

是ハ掛樋長四間之処式繼々手卷ケ所卷尺之追掛繼ニシテ三通分

同八分八厘八毛

同木九本

是ハ掛樋長四間之処三尺間ニ卷本ツツ

同三本三分六厘四毛

同板拾四枚

是ハ前同斷之処七枚矧式繼々手卷ケ所八寸之追掛繼

同式本四厘九毛

同板拾式枚

是ハ掛樋四間之処三枚矧式繼々手卷寸ノ杏繼ニシテ兩側分

同三分九厘式毛

同木拾八本

是ハ前同斷之処三尺間ニ卷本ツツ兩側分

尺ノ八分八厘八毛

檢木九本

是ハ前同斷之処三尺間ニ卷本ツツ

同五分四厘

是ハ前同斷之処三尺間ニ卷本ツツ

上梁

腹梓

腹板

敷板

敷梁

桁木

ボルト三本

長七寸  
徑五分

頭寸四方  
厚五分

此鉄目三百式拾巻目巻分

但巻本  
百七目式厘五毛

女捻三個

巻寸四方  
厚五分

此鉄目七拾式目式分

但巻個  
式拾四目七厘五毛

座鉄六個

徑巻寸四分  
厚式分

此鉄目九拾七目三分

但巻個  
拾六目式分巻厘巻毛

是ハ杭木三本巻本ニ巻本ツツ貫木ヨリ杭木ヘ通ス

七寸平鏡六挺

但巻挺  
七拾目

此鉄目四百式拾目

是ハ杭木三本巻本ニ式挺ツツ梁木ヘ打

五寸手邊鏡三拾六挺

但巻挺  
五拾目

此鉄目巻貫八百目

是ハ梁木巻本枕木式本合三本巻本ニ拾式挺ツツ桁木ヘ打

四寸手邊鏡百八挺

但巻挺  
四拾目

此鉄目四貫三百式拾目

是ハ敷梁九本巻本ニ拾式挺ツツ桁木ヘ打

五寸皆折釘百八拾式本

此鉄目三貫六百四拾目

但巻本  
式拾目

内

百四拾本 敷板拾四枚巻枚ニ拾本ツツ敷梁ヘ打

四拾式本 極長四間之処間ニ送り六本敷板ヨリ腹板ヘ打兩側分

餘釘八拾四本

長三寸  
頭三分四方

此鉄目四百五拾三目六分

但巻本  
五目四分

是ハ腹板矧目式通り間ニ送り六本ツツ腹板逢釘ニ打兩側分

横皮式貫九拾七目

是ハ敷板腹板六坪九合九夕一坪三百目込

大工

人夫

是ハ大工手伝杭木振込木材持込ミ架渡人夫

右寄

桧角尺メ七本六分五厘六毛

同丸大尺メ三本七分四厘七毛

鉄目拾巻貫百式拾四目式分

横皮式貫九拾七目

大工

人夫

一掛樋台前後鼻折廻共石積延長拾三間六寸

左右割勾配  
前五分

平均 高八尺五寸  
厚巻尺五寸

此石四坪六合  
一同取合法前後左右石積延長式間  
此石三合  
平均 高三尺  
厚七尺五寸

合石四坪九合  
松木八本  
長式間  
末口六寸

是ハ掛櫓台前後鼻折廻共延長拾八間之処土木ニ遣フ  
石工  
人夫  
是ハ石工手伝人夫

是ハ芥見  
村ニハ現  
今ナシ岩  
滝田ノ上  
宮東ノ分  
ニ適用ス  
一用水掛樋長三間  
此板坪五坪式合  
内  
三坪式合  
實坪  
右入用  
長七尺  
末口五寸  
枕木  
各務郡  
芥見村  
内法  
高式尺  
横六尺

同屯本五分三毛  
同木三本  
長三間  
末口五寸  
榫木  
是ハ掛樋三間之処三通リ分  
尺ノ六分九厘毫毛  
長七尺四寸  
四寸角  
敷梁  
同式本五毛  
是ハ前同断三尺間ニ老本ツツ  
長九尺四寸  
巾八寸  
厚式寸  
敷板  
同板拾六枚  
是ハ掛樋長三間之処八板棚式継々手卷ケ所  
長式尺九寸  
巾老尺  
厚式寸五分  
落戸

尺ノ  
同板八枚  
長三尺  
巾老尺  
厚式寸  
前後腹板  
是ハ両側三尺ツツ  
長三尺五寸  
三寸角  
腹蛇柱  
是ハ中式間之処落戸仕込蟻廻ニシテ三尺間ニ立チ片側四間両側分  
同木拾本

五寸手連釘拾貳挺

此鉄目六百目

但壹挺  
五拾目

是ハ枕木式本壹本ニ六挺ツツ柵木ヘ打  
四寸手連釘八拾四挺

此鉄目三貫三百六拾目

但壹挺  
四拾目

是ハ敷梁七本壹本ニ於式挺ツツ柵木ヘ打  
四寸皆折釘百八本

此鉄目壹ノ六百式拾目

但壹本  
拾五目

内

九拾六本

敷板拾六枚壹枚ニ六本ツツ敷梁ヘ打

拾貳本

掛樋長壹間之処六本敷板ヨリ腹板ヘ打両側分

釘拾貳本

長三寸  
頭三分四方

此鉄目六拾四目八分

但壹本  
五目四分

是ハ腹板矧目式通り六本ツツ腹板逢釘ニ打両側分

槓皮壹貫百六拾目

(不明)

是ハ敷板腹板五坪式合壹坪

目込

大工

人夫

是ハ大工手伝木材枝込ミ架渡人夫

檢角尺ノ四本九分七毛

同丸太尺ノ壹本七分八厘壹毛

鉄目六貫貳百貳拾五目六分

槓皮壹ノ百六拾目

大工

人夫

左右壹割勾配  
前五分

一掛樋台前後石積延長拾三間六寸

平均 高八尺五寸  
厚壹尺五寸

此石四坪六合

一同取合内法前後左右石積延長式間

平均 高三尺  
厚壹尺五寸

此石三合

合石四坪九合

松木八本

長式間  
末口六(六イ)

是ハ掛樋台前後鼻折廻シ共延長拾八間之処土木ニ遣フ

石工

人夫

是ハ石工手伝人夫

各務郡

岩滝村

一用水掛樋長三間

内法

高貳尺  
横六尺

右仕様芥見村ニ同シ

一掛樋台前後鼻折廻シ共石積延長拾三間式尺四寸 左右宅割勾配 平均 高九尺 厚七尺五寸

此石五坪 平均 高三尺 厚七尺五寸

一同取合内法前後左右石積延長式間

此石三合

合石五坪三合 長式間 末口六寸

一松木九本式分

是ハ掛樋台前後鼻折廻シ共延長拾八間式尺之処土木ニ遣フ

石工 人夫 是ハ石工手伝人夫

各務郡 伊飛島村

一用水掛樋三間 内法 高七尺五寸 横四尺

此板坪三坪七合

式坪式合 敷板

壹坪五合 腹板

右入用

檢木式本 長五尺 末口五寸 枕木

是ハ掛樋台前後式ヶ所分

同宅本七厘四毛 長三間 末口四寸 栢木

同木三本

是ハ掛樋長三間之処三通リ分

尺ノ四分九厘五毛 長五尺三寸 四寸角 敷梁

檢木七本

是ハ前同断之処三尺間ニ宅本ツツ

同宅本三分七厘九毛 長九尺四寸 巾八寸八分 厚式寸 敷板

同板拾枚

是ハ掛樋長三間之処五板廻式継々手宅ヶ所八寸ノ追掛継

同 落板十六枚 長式尺九寸 巾七寸五分 落戸

同 是ハ八メハツシ蛇柱三尺間ニ仕込ミ宅間ニ枚ツツ両側八間分

同八板 長北六尺南三尺 巾七寸七分 前後 腹板

同 是ハ

同拾本 長三尺 三寸角 腹蛇柱

同 右ハ中央式間之処落戸仕込ミアリ堀ニシテ三尺間ニ立延長四間兩側分

同四本 長卷尺九寸 腹梓

同 是ハ 長五尺三寸 四寸角 上梁

同木七本 是ハ前同斷之処三尺間ニ卷本ツツ

五寸手違録拾貳挺 此鉄目六百目 但卷挺 五拾目

是ハ枕木式本卷本ニ六挺ツツ桁木ヘ打

四寸手違録九拾六挺 此鉄目三ノ八百四拾目 但卷挺 四拾目

是ハ敷梁 四寸皆折釘百貳本

此鉄目卷ノ五百三拾目 但卷本 拾五目

内 敷板拾枚卷枚ニ八本ツツ敷梁ヘ打 掛樋長三間之処間ニ送り六本敷枚ヨリ腹板ヘ打兩側分

九拾本 拾式本 釘拾貳本

椋皮七百五拾目 是ハ

大工 是ハ敷板腹板々坪式坪五合卷坪三百目込

人夫 是ハ大工手伝木材枝込ミ架渡シ人夫

右寄

松角尺ノ三本五分三厘四毛

松丸太尺ノ卷本式分三厘八毛

鉄目五貫八百拾貳目八分

椋皮七百五拾目

大工

人夫

椋皮七百五拾目

大工

人夫

椋皮七百五拾目

大工

人夫

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

平均 高六尺 厚卷尺式寸

石工  
人夫

是ハ石工手伝人夫

各務郡 前洞村

一用水掛樋長三間

内法 高六尺  
横六尺

右仕様芥見村ニ同シ

一掛樋台前後鼻折廻シ共石積延長拾貳間貳寸

左右巻割勾配  
前五分

平均 高六尺六寸  
厚壹尺五寸

此石三坪三合

一同取合内法前後左右石積延長貳間

平均 高三尺  
厚壹尺五寸

此石三合

合石三坪六合

松木八本

長貳間  
末口六寸

是ハ掛樋台前後鼻折廻共延長拾六間之処土木ニ遣フ

石工

人夫

是ハ石工手伝人夫

各務郡 西市場村

一用水掛樋長三間

右仕様伊飛島村ニ同シ

一掛樋台前後鼻折廻シ共石積延長九間三尺

内法 高壹尺五寸  
横四尺

平均 高四尺五寸  
厚壹尺五寸

此石壹坪八合

一同取合内法前後左右石積延長貳間

平均 高貳尺壹寸  
厚壹尺貳寸

此石壹合

合石壹坪九合

松木六本壹分

長貳間  
末口六寸

是ハ掛樋台前後鼻折廻シ共延長拾貳間壹尺之処土木ニ遣フ

石工

人夫

是ハ石工手伝人夫

第九節 工事竣功と仮通水

(村受と業者の請負) 工事着手に先ち用水委員は、農閑期における農村労力の捌け口として、平坦地における比較的簡易な工事は、これを各村に配布して、兼ねて用水創業費負担の肩代りに資せんとし、二十一年九月廿九日付を以て、次のとおり上申した。

上 申 書

各務郡芥見村外九ヶ村組合用水工事村受之儀、各村より出願仕置候処、今般御仕様帳御下渡相成候ニ付、私共左記之通概略分配仕候間、御検査之上御申付相成度、此段上申候也。



明治廿一年九月廿九日

各務用水委員

岡田 只治  
横山 忠三郎  
亀山 儀兵衛  
北川 栄三郎

記

津保川北芥見村第一号

甲五号

乙五号

丙五号

丁第一号

内 七十円  
十三円

芥見村 全村  
岩滝村  
大宮村  
三柿野村  
岩田村  
前洞村

// 三号

// 四号

// 五号

内目論見金 九十六円  
五十円  
百七十一円  
十五円

全大宮村  
西市場村  
西市場村  
水海道村  
岩地村

しかして芥見村字五番地字八番地の如く、専門技術を要する丁場及び、掛樋は全部業者の請負に附した。この決定を俟つて、同年十月四日横腕丁張の為め本県土木課後藤園部衛友右郡書記出張、五日午前芥見村川北第一号丁場清見、午後岩滝村丁張り、七日丙号丁場の丁張り、八日午後大宮村丁張り、九日西水路分水口より丁張り、十日西水路更木山より後洞村丁張り、十一日西水路更木山より前洞村丁張り、十二日西水路更木山より岩地村丁張り、十三日西水路更木山より水海道村丁張り、十四日西水路更木山より大宮村丁張り、十五日西水路更木山より西市場村丁張り、十六日西水路更木山より岩滝村丁張り、十七日西水路更木山より三柿野村丁張り、十八日西水路更木山より岩田村丁張り、十九日西水路更木山より芥見村丁張り、二十日西水路更木山より芥見村丁張り、二十一日西水路更木山より芥見村丁張り、二十二日西水路更木山より芥見村丁張り、二十三日西水路更木山より芥見村丁張り、二十四日西水路更木山より芥見村丁張り、二十五日西水路更木山より芥見村丁張り、二十六日西水路更木山より芥見村丁張り、二十七日西水路更木山より芥見村丁張り、二十八日西水路更木山より芥見村丁張り、二十九年西水路更木山より芥見村丁張り、三十年西水路更木山より芥見村丁張り、三十一年西水路更木山より芥見村丁張り、三十二年西水路更木山より芥見村丁張り、三十三年西水路更木山より芥見村丁張り、三十四年西水路更木山より芥見村丁張り、三十五年西水路更木山より芥見村丁張り、三十六年西水路更木山より芥見村丁張り、三十七年西水路更木山より芥見村丁張り、三十八年西水路更木山より芥見村丁張り、三十九年西水路更木山より芥見村丁張り、四十年西水路更木山より芥見村丁張り、四十一年西水路更木山より芥見村丁張り、四十二年西水路更木山より芥見村丁張り、四十三年西水路更木山より芥見村丁張り、四十四年西水路更木山より芥見村丁張り、四十五年西水路更木山より芥見村丁張り、四十六年西水路更木山より芥見村丁張り、四十七年西水路更木山より芥見村丁張り、四十八年西水路更木山より芥見村丁張り、四十九年西水路更木山より芥見村丁張り、五十年西水路更木山より芥見村丁張り、五十一年西水路更木山より芥見村丁張り、五十二年西水路更木山より芥見村丁張り、五十三年西水路更木山より芥見村丁張り、五十四年西水路更木山より芥見村丁張り、五十五年西水路更木山より芥見村丁張り、五十六年西水路更木山より芥見村丁張り、五十七年西水路更木山より芥見村丁張り、五十八年西水路更木山より芥見村丁張り、五十九年西水路更木山より芥見村丁張り、六十年西水路更木山より芥見村丁張り、六十年二月五日に丁張り、丁張りの済んだ丁場から順次工事に着手した。

（古墳発掘と通行禁止札） 工事の進行につれていろいろな問題にぶつかると、その一つに、大宮村請負丁場である。西市場村地内字権現山前で古墳を発掘した。よつて横山用水委員は、当該村戸長に警察署へ届出方を依頼した。また前洞村地内岐阜道筋用水路に土橋を架ける内、車馬の通行禁止札を下附されたい旨、新加納分署へ願ひ出た。すなわち次のとおり。

御 依 頼 書

兼而用水路開鑿線路、御部内西市場地内字権現山前。オイテ、大宮村請負丁場ヨリ、古墳墓ヲ発掘シタル件ニ付、郡長ヨリ御談示ニハ、其地形発掘物ノ略図ヲ添、所轄警察署ヘ可ニ届出。旨内達有。之ニ依リ、御支配地之義ニ付、乍ニ御手数一 右届方御取扱被。成下。候様御依頼申上。候也。

明治廿二年一月十九日

各務用水委員

横山 忠 三 郎

各務郡西市場村外八ヶヶ村

戸長 三 木 正 貞 殿

追テ其筋之指導ニ随シ取片付、有志者近辺寺院ヲ招キ誂釋為。致候心算ニ御座候間、其節御地方御同意アラシ事ヲ乞。

車馬通行禁止標札御下附願

各務郡前洞村地内

各務村及蘇原ヨリ岐阜道

一用水路土橋架宅ヶ所

右ハ本日ヨリ来ル十七日迄、車馬通行禁止ノ標札御下附被レ下度候也。

明治廿二年一月十二日

各務郡芥見村外九ヶ村

用水委員 横山 忠三郎

岐阜県新加納警察分署 御中

〔旧溝渠共用の爲取替〕 また三柿野村では、宇阿波野に至る分水支流につき、大宮村持旧溝渠を共用せしめられたい、去る代り三柿野地内は、東西共少し歩詰めした上、年々溝深えして悪水吐きをよくする条件で同意を得、大宮村と次のとおり約定書を取り替せた。

約定書

一今般各務郡芥見村外九ヶ村用水開鑿ニ付、三柿野村宇阿波野ニ係ル分水支流之分、其御村方字粟原旧溝渠兼用ニテ使用為レ致被レ下度、去ル替り三柿野地内旧溝渠東西共、少シ宛歩広メ致及年々溝サラエ等致シ、悪水吐ノ便宜斗リ申候間、何卒前頭用水路支流共用之儀、御約定被レ下度依テ如レ件。

明治二十二年一月十一日

各務郡三柿野村二番地

惣代 井上 嘉右衛門

西沢 大左衛門

同郡大宮村

御惣代

村会議員

遠藤 徳次郎 殿	石田 松次郎 殿
林 惣十郎 殿	横山 藤三郎 殿
横山 藤三郎 殿	横山 忠三郎 殿
横山 忠三郎 殿	横山 伊八殿

約定書

一今般各務郡芥見村外九ヶ村用水開鑿ニ付、伊飛島村地内ト本村地内ト境、懸樋上ヨリ旧溝へ分水シ、三柿野村地内ト本村字粟原東溝添之分ト共用致候儀、村方協議相整候ニ付、成功之上ハ、右共用溝ノ分水ハ、本村ト其御村方ト立会之上取極可レ申、依テ前以共用之儀約定致置候也。

明治廿二年一月十三日

各務郡大宮村

村会議員

横山 忠三郎	横山 藤三郎	横山 伊八郎	横山 惣十郎	横山 伊八郎	石田 松五郎
◎	◎	◎	◎	◎	◎

三柿野村式番地組  
御惣代

井上 嘉右衛門 殿  
西沢 太左衛門 殿  
真鍋 宅治郎 殿

總代  
遠藤 徳次郎 殿

〔有志者の工事促進策〕 有志者は用水工事の進捗を図り、遅くも廿二年の需要期より引水しようと、種々工事促進策を執つた、今その二三について述べる。第一は費用の立替えて、これは敷後数回に上つたが、二十一年八月工事着手に先ち、岐阜菊平桜に会合した有志は、次のとおり一千円を提出して立替えた。  
(岐阜菊平桜ニテ認ム)

各務郡芥見村外九ヶ村用水費繰替取調書

一金九拾四円 龜山 泰長  
一同 後藤 東助  
一同 下野 甚助  
一同 田上 宮之丞  
一同 大野 龜三郎  
一同 横山 忠三郎  
一同 横山 藤三郎  
一金百八拾円 大宮村有志惣代

一金四拾円 西市場村有志惣代  
一金百四拾円 水海道村 全  
坂井 清兵衛  
平光 四郎  
平光 吉

合計金壹千円也  
右入用水開鑿費式拾壹年度御徴収金之内へ本年九月三十日限り前記之通繰替仕度候間此段上申候也  
明治廿一年八月十九日

岩田村 田上 宮之丞  
岩滝村 大野 龜三郎  
大宮村有志惣代 横山 忠三郎  
西市場村有志惣代 横山 藤三郎  
水海道村 全 坂井 清兵衛  
全 平光 四郎  
芥見村 平光 庄吉  
龜山 泰長

岐阜県各務郡長 阿部直輔 殿

芥見村 下野甚助  
 全 後藤東助  
 前洞村有志惣代 北川九三郎  
 全 北川栄三郎

第二は、工事が遅延して多年を要すれば、一般民の失望を買つて悪影響を及ぼすを慮り、二十一年十二月各村有志惣代は、次のとおり陳情したものである。

御願

各務郡芥見村外九ヶ村聯合組用水工事追々成頓ニ近接セシ趣ナルモ願フニ該件議決以来最早四百有余日ニ亘レリ然ルニ工事八目下目撃サルル通りノ有様ニ有レ之候是レヲ将来ヲ慮カルトキハ工事ハ大ニシテ成功スベキ期節迄ノ日數ハ漸ク百三十有余ニ過ギス此日數ヲ以テ該工事ヲ出来セシムルハ決シテ易キニ非ラス若一工事相像外ノ年數掛リ廿二年度ノ利用ニ供スル時期迄ニ成功スル能ハザルトキハ一般人民ノ失望一方ナラズト思想ス果シテ如レ斯不幸ニ遭遇セシトキハ後悔之贖ヲ喻ムトモ及フナケレ矣ニ此等ノ点ニ付心痛ニ堪ザルナリ故ニ何卒民情御洞察アツテ一日モ早ク工事成頓セシメ以テ安堵ノ時ナラシメラレン事ヲ奉ニ望願一候也

明治廿一年十二月 日

各務郡芥見村 有志惣代

小川 良右エ門 高橋 治右エ門  
 下野 甚助 後藤 東助  
 下野 庄六 後藤 善十郎  
 龜山 弥兵衛 後藤 伝三郎  
 高橋 久四郎 嘉喜 喜太郎  
 高橋 久四郎 後藤 嘉吉

各務郡大宮村 有志惣代

横山 伊八 石田 松五郎  
 横山 藤三郎 横山 忠三郎  
 横山 藤三郎 遠藤 徳次郎  
 林 惣重郎 遠藤 金次郎  
 林 円右エ門

厚見郡水海道村 有志惣代

平光 庄吉 平光 円四郎  
 龜山 寅吉 後藤 伝治郎  
 龜山 鶴三郎

各務郡芥見村 有志惣代

龜山 鶴三郎

各務郡岩田村

有志惣代

全 郡芥見村

各務郡岩滝村

有志惣代

各務郡西市場村

有志者

各務郡前洞村

有志者

各務郡岩地村

各務郡三輪野村

有志者

兼 松 市 平 治

川 島 善左エ門

矢島藤吉	田上宮之丞	小川忠三郎	大野野輪司	大野野佐市	大野利十郎	中村新右エ門	北川九三郎	北川愛之助	平光市右エ門
藤吉松	田上	小川	大野野	大野野	大野野	中村	北川	北川	平光
兼		九良兵衛	甚十郎	松右エ門	伊十郎	清兵衛	藤兵衛	榮三郎	正三郎
川	野	野	野	野	野	野	野	野	野
田	川	川	野	野	野	野	野	野	野
上	上	野	野	野	野	野	野	野	野
兼	野	野	野	野	野	野	野	野	野
松	野	野	野	野	野	野	野	野	野
吉	野	野	野	野	野	野	野	野	野

斯くの如く有志者が憂慮するのは最もで、二十二年一月九日用水委員の調査に依れば、同日迄に支出済み及び、請負済みの工事費を合しても尚、漸く創業費予算の四分の一に達するのみだからで、次のとおりである。

一金五千三百七拾九円八拾銭五厘

工 費 取 調 書

此 訳

測量費之部

金八拾式円式拾壹銭貳厘

事務所費之部

金九拾六円式拾壹銭六厘

俸給之部

金四百五拾九円七拾銭八厘

桶管之部

金八百八拾円四拾四銭四厘

敷地買上代之部

金七円四拾壹銭五厘

掘割費之部

金三千六百八円九拾五銭

橋梁費之部

金貳百四拾四円八拾六銭

右八目今実費付払及請負証ヲ徴シタル分前書之通ニ御座候也

明治廿二年一月九日

各務用水委員

龜山 儀兵衛  
横山 忠三郎

厚見 阿部直輔殿  
岐阜県各務郡長 方県

〔妨害を排し工事着手〕 茲において用水委員は奮起し、廿二年三月反対者の最も多い五番地工事に着手せんと、委員四名及び郡役所派遣の場所附一名、都合五名に分担区域を割付け、懲罰的工事命令の下に、各丁場共着手せんと、銀備中釣リモッコ等を用意し現場に着いたところ、斯くと知るや同村字四番地五番地六番地の反対者は、棒その他を携えて現場に襲来し、件の棒で打つてかかるを、横山委員は屈せず棒手を以て相伏せ、其の間人夫は暫くの間に麦の立毛を取りのけ、水路敷の地均しをした、斯くて暴力では叶わずと見るや、反対代表者は、承諾せぬ吾々の土地に、何故斯かる不当を働くや」と詰問し、用水委員は「管理者より用水維持規約に基く命令の下、執行するものに付、不服あれば管理者に申立てられよ」と剣ねつけたが、執拗に口齟を云うので、当日はその応接に暮れた。このような反対にもひるまず、工事は見る見る進捗するに至つた。

すなわち三月一日には、芥見村字苞番地式番地四番地とも治工、九日に至り八番地の中杭打ち、十二日その丁張りを了え、十五日に請負契約を結んだ。斯くて土工は、線路未決定のため後廻しとなつた。岩滝大宮間の一丁場を残すのみで、他は全部着手した。

切所を出し、芥見村字五番地及び八番地で各一カ所宛削れ所、三柿野及び芥見村分水口西で各一カ所宛破損し、工事の手戻りを見たが、工事進捗の大障害をしたのは、芥見側掛樋先の篠田政吉方の移転問題である。津保川に架設の大掛樋は、岐阜市玉井町桑原善吉が請負い、既に切り組みを終り対岸より架け始め、七部通りを終つた儘、その解決を待つていた。用水反対の篠田政吉は、自宅が掛樋先に当るを幸い、家屋移転土地買収の需めに応せず、果ては内務大臣へ家屋移転不服の請願書を提出した。これに対して用水組合では、その取消し請願をするため、八月二十九日大野龜三郎を上京させ、内務大臣に上申させたが、取消請願書は却下された。よつて九月六日芥見村事務所にて用水委員及び有力者会合協議の末、土地収用法適用具申方を県に迫ることとし、小崎知事にこの旨上申した。これについて知事は、九月十九日付具申し、同年十一月十二日内閣において、土地収用の認定をなしその旨官報に広告した、すなわち知事の具申及び認定広告は次のとおり。

土地収用之義ニ付具申

当県下美濃国各務郡芥見村岩田村岩滝村大宮村三柿野村及那加村之内大字前洞西市場岩地山後並ニ厚見郡水海道村之儀ハ土地頗ル高燥ニシテ常ニ用水ノ欠乏ヲ告ケ為メ二年々早損ヲ来シ五年間中一兩年ハ皆無ヲ免カレサルノ有様ニ付有志者一同深ク是ヲ慨歎シ長良川通武儀郡小金田村ヨリ各務郡芥見村ヲ繼テ一ハ厚見郡水海道ニ至リ一ハ各務郡三柿野村ニ至ル延長凡五里程ノ用水路ヲ新築シ将来早害ノ憂ヒテ除却スルノ計画ニ及ヒ去ル明治貳拾年四月聯合村会於開設シ工費壹萬六千余円ヲ議決シ之ニ地方税補助金參千五百円ヲ合セ昨二拾一年ヨリ郡長監督施工シ最早九分通余ノ落成ニ相運ビ候然ルニ芥見村地内津保川掛樋先ニ当村篠田政吉ナル者之住家(此反別二十四歩四厘)有レ是ニ付相当ノ代価ヲ以テ買入ノ儀及ニ示該一候処無レ謂是ヲ差拒ミ更ニ応スルノ色無キヲ以テ郡長ヨリ再三再四説諭相加エ候得共兎角言ヲ左右ニ托シ致底承諾不レ致抑モ該地ハ前陳之如ク掛樋先ノ中心点ニ位シ寸分モ変更シ得ヘカラサル必需之土地ニシテ前後ノ工事は業既ニ竣工ヲ告ケ只僅カニ右之個所ヲ余スノミニ付有志者ハ勿論管理郡長ヨリモ再応土地収用法ニ拠リ執行致度旨達テ申立候ニ付掛員ヲ派シ尚突地之景状等篤ト調査致候処申立ノ通聯カ相違無レ是万不得レ已次第三候間本年法律第拾九号土地収用法第三条ニ依リ別紙郡長申請書並ニ工事計画書及図面差出候条目下差掛居候儀ニ付至急御認定相成候様

致度此段具申候也

明治二十二年九月十九日

岐阜県知事 小崎利準

内務大臣伯爵 松方正義 殿

広 告

今般内閣ニ於テ左之工事ニ要スル土地ハ土地収用法ニ依リ公共ノ利益ノ為之ヲ収用スルコトヲ必要ナリト認定相成タ

起業者 岐阜県各務郡厚見郡ノ内聯合村

工事ノ種類 用水路

起業地 岐阜県各務郡芥見村字牛子五千二百七十五番地ノ二ノ二及五千二百七十六番

右公告ス

明治二十二年十一月十二日

内閣書記官

同月十七日土地家屋鑑定人沢田石平、竹木鑑定人亀山喜平は、篠田政吉方に至り夫れ夫れ鑑定、その結果を県へ報告した。これに基き県は収用金割を決定同月廿一日政吉に提示したが、結局用水組合で替り地を斡旋し、移転料金一封で解決した。この問題のため約半年間遅くれた大掛樋の架設工事は、その後スムーズに進められた。

〔残工事も全部竣功〕二十三年一月廿八日用水委員の任期終了を機に組織を改め、惣理委員横山忠三郎、受持委員亀山儀兵衛（芥見・岩田）、大野半左エ門（南水路）、坂井清兵衛（西水路）、後藤丈助（上白金）、松田嘉兵衛（下白金）当選し、主唱発企人岡田只治は一時閣外に去り、新委員の手で工事は進められた。すなわち二月五日乙第二号丁場、岩滝大宮間の工事に着手し、同月十八日前洞村悪水路清工、三月五日掛樋古稲場・折戸・大船前・岩下の四カ所及び、掛樋合大船前・古稲場ニカ所の入札を行い、同月十二日上下白金村開鑿地新溝渠に付内申、同二十三日岩田支線及び五番

地積工事に付同、その他理工事に着手し、四月十九日下新掛樋所復旧工事を入札し、新くて工事の進捗を回り、同年七月に至り全工事の竣功を見た。その後実施した用水路開敷取調書によると、その延長実に六里五町四十六間八分八厘に上り次のとおり。

各務用水路実測間敷取調書

- 武儀勝小金田村大字小屋名地内ヨリ下白金地内終点ニ至ル 三拾三町四間八分
- 一長千九百八拾四間八分 巾式間三尺
- 稲葉郡芥見村地内下白金境ヨリ分水口ニ至ル 三拾七町三拾三間五分
- 一長式千式百五拾三間五分 巾式間三尺
- 全分水口ヨリ西分水路海道地内終点ニ至ル 四拾七町〇五間
- 一長式千八百式拾五間
- 全ヨリ東分水路前洞地点ニ至ル 四拾三町式拾式間五分
- 一長式千六百式間五分 拾七町三拾間五分
- 間無田悪水川通西分水掛樋大島地内境川迄 九町拾九間
- 一長千〇五拾間五分 三町式拾九間
- 芥見村地内放水樋ヨリ大洞川ニ至ル朝日堀通 五町拾五間五分
- 一長五百五拾九間
- 西市場地内悪水樋ヨリ全境川ニ至ル
- 一長式百九間
- 前洞地内寺田分水本流ヨリ境川ニ至ル
- 一長三百拾五間五分

伊吹落悪水路大島地内ヨリ長塚地内ニ至ル

一長千五百七間

合計屯萬三千五百四間八分

式拾五町七間

〔仮通水で八番地崩壊〕二十三年七月二十九日津保川の大掛樋より以南に仮通水することとなり、阿部郡長の外辻吉田阿部書記武藤福、県土木課 後藤勘三郎外一名、横山惣理委員外亀山坂井大野三受持委員、有志者下野甚助田上安之丞後藤甚吾、横山伊八、北川栄三郎の外数十名立会の上、午後三時大掛樋より切り落したが、新規築立の事故漸く三時間の後、最高築立の字八番地岩下に至つた。折しも天候俄かに変し黒雲天を掩い、大雷雨沛然として来り二時間連続した、人家に逃げ込み宿泊りした郡長外一同は、事務所へ引揚げ、斗二升の鏡を抜いて用水の前途を祝福した。然るに同夜三時頃通水と大雨とのため築土が柔くなり、八番地築立地は約五十間敷元まで崩潰した、此の悲報を聞いた阿部郡長は、居合せた場所付武藤東三を叱りつけ、且つ委員にもその責任を戒めて飯衛した。武藤場所付はこの責を引いて辭職し病に倒れて終に死亡した、これ各務用水の隠くれた犠牲者第一号である。

〔請負人と有志者の詰責〕 最高築立の八番地水路崩潰の報に、三十日早朝より各丁場請負人および有志者続々詰め掛け、請負人は「清検もせず通水したのは掛員の失策で、崩潰は吾々の責任ではない」とて、請負金を皆金せよと迫り、また有志者は口々に、「工事粗悪の為に崩潰した。監督は何の為にした」とて、委員の責任を詰り、果ては恰かも委員が工費も乱用したかの如く罵倒し、一同はこのように失敗した芥見村に集合し居ては面白くないとて、大島浄念寺へ引揚げた。後に残つた請負人は、委員に向つて厳しく責め付ける中に、坂井清兵衛は浄念寺へ行き有志者と善後策を講ずることとし、惣理委員横山忠三郎一人で請負人と応対した、当時の思い出を「各務用水に関する経歴書」に残る一人に口々脅迫し来る請負人を相手に、「静かに聞き呉れよ、俺も工費欠乏の折柄故、工事の為め通水の為めに、金七百七拾円という立替金をなしたる跡、此の上は最早立替金内渡すること不可能なり、小生の如き小身ものを、腕力に訴えたければ決して逃げ隠れせぬ、斬るなり殺すなり存念にせよ、又出訴の道あれば勝手にせらるべし」と座を改めて登壇せしに、罪がる請負人も、斯かる過言の委員扱は、踏みつぶしても足らぬと罵り、金が無くは物に

み心底に激し申す。  
と記している、突に悲壯極まる場面で、沿革史を彩る一コマである。しかして後大島浄念寺へ有志者の後を追つて赴き、平頭低身謝罪した後、善後策について懇談した後、郡役所に出頭阿部郡長に面会、復旧方法について指示を仰いだ。

〔有志者の支弁で復旧〕 斯くて惣理委員横山忠三郎は、委員を辞して責を引くは易いが、それは多数区域民の寄托に背くものとし、進んで難局に立ち復旧に努力すべきであると、各務用水と運命を共するといふ悲壯の決心を固め、八月一日芥見事務所に下野甚助、田上安之丞、横山伊八、岡田只治と会合協議し、二日午前郡役所に出頭し、午後大島浄念寺に会合熟議の末、郡長指示の如く正当の順序を経て復旧しては遅延する、よつて今回限り有志者の支弁で復旧することとし同志を募り、田上宮之丞・平光円四郎・下野甚助・坂井清兵衛・横山伊八・横山孫右エ門・林惣十郎・横山藤三郎・北川栄三郎・北川九三郎・平光市右エ門・浅野庄三郎・小酒井善之丞・平光由一・松岡幸助・大野半左エ門・後藤東助・横山忠三郎の十八人が賛成し、金は一時平光円四郎・田上宮之丞から借入れることとし、八月五日復旧目論見を添えて願ひ出で、翌六日開届けの指令を得た、すなわち次のとおり。

願

各務用水路内芥見村八番地ニ於テ、去廿九日夜破壊セシ箇所築立之義、過日御内命之通、正当之順序ヲ経而施行可ニ相成一義ト存スレ共、右ニ而者多分日子ヲ要スルト思想仕候故、今回限り有志者之支弁ヲ以修繕築立申度候間、此段御許容被レ下度候也。

但他丁場ハ、水量杭之通高低ヲ篤ト御取調ノ上、手直相成度併テ願上候。

明治二十三年八月五日

横山忠三郎 外十七人



第十二号丁場

一崩所延長拾五間

此土坪貳百貳拾坪四合

廿 訳

砂利坪九拾坪

同三拾六坪四合

同拾四坪

赤土八坪

千本築人夫七拾壹人九分五厘

但 場所付ノ都合ニヨリ人夫増減スル際ハ、請負金モ増減スル者トス、且人夫屯人前無レ之ト見認ムルトキハ反  
除ケ去リナガラト立者ヲ仕様スル事アルヘシ。

取除ケ七拾六坪五合  
築立土七拾六坪五合

山方小築根取ノ除ケ之事

筋芝巾六寸面芝ヨリ尺下リ次第二寸増シ裏水面迄表法先迄埋込ノ事  
右之諸品悉皆自弁ニ而精出来迄請負之事

各務郡

芥見村地内

平均 高貳間五分  
巾六間

平均 敷十五間  
高三尺  
長十二間

平均 敷六間三尺  
高二尺  
長十六間

平均 厚壹尺貳寸  
巾三間三尺  
長二十間

平均 長二十間  
高六寸  
巾四間

各務郡

芥見村地内

平均高六尺

第十二号丁場

一棚延長拾間

是ハ石組根ヨリ凡六尺離テ土中ニ仕込ヘシ

右入用

松木三拾壹本

但 長壹丈  
末口三寸

竹式拾七本

但 長三間  
廻六寸

繩式實目

人夫

是ハ持運杭打出来迄

一石腹付延長拾間

是ハ古石用ヒ前後取纏ノ事

人夫

是ハ(石工手伝持運)皆出来迄

松木拾本

但 長六尺  
末口三寸

是ハ間ニ壹本ツツ柵ツナキ扣杭ニ用フ

竹五本

但 長三間  
廻六寸

平均 高七尺  
厚壹尺

是ハ欄杭ヨリ扣杭へ続キ十ヶ取分  
右之諸品悉皆自弁ニ而精出来迄請負ノ事

岐阜県厚見各務方県郡役所指令第三八号

横山 忠 三郎

外拾七人

本年八月五日附願、各務用水路芥見村八番地破壊ノヶ所修繕ノ件、聞届ク。

明治廿三年八月六日

岐阜県厚見各務方県郡長

阿部 直 輔

印

次いて八月七日芥見事務所に、下野甚助・田上宮之丞・龜山儀兵衛・北川九三郎・坂井清兵衛・大野半左エ門・横山  
忠三郎及び岡田只治等会合協議の結果、請負入札は八日執行、岡田只治・龜山儀兵衛兩人に依頼し、その他打合をした。  
翌八月請負入札の結果、羽栗郡米野村大塚庄大郎が八十円で請負い、途中千本築人夫三十八人五匁と、石積三坪を増し  
六円七十八錢八匁を増した。その請書は次のとおり。

請 負 証

各務郡芥見村地内

八番地十二号崩所此請負代  
一金八拾円也

右ハ各務用水路右丁場崩所之義、実地御計面杭丁張並御什様帳共熟知之上入札仕候処、前書之金高ニテ私共落札請負御  
申付相成承知仕候、依テ左ニヶ条ヲ掲ケ御請申上候也。

男老長 実地御計面並ニ御什様帳ニ準テ、丁番宛前取合等ハ、現場ニ於テ御差図ニ照シテ御入念御カ不都合無シ

之様、来ル八月十五日迄ニ皆出来可シ仕候事

但御什様帳ニ万一記載洩レ諸色ニ落等有レ之候共、御指揮ニ隨ヒ御目論見内ト見候シ、相仕立可シ申候也。

第二条 御什様ニ違背之廉ハ、御差図通取直シ可シ申事。

第三条 工事成功迄ハ場所ニ詰切可シ申、若病氣其他無シ、御事故出来候節ハ、部理代人ヲ相立、身之請人連署ヲ以其姓

名ヲ御届申上、決テ自儘ニ他出等致間敷候事。

第四条 土石堀取並ニ土捨場ハ、実地ニ於テ御差図ヲ請ケ可シ申事。

第五条 出来期限中ト雖モ前条ニ違背候力、不正之所業有レ之、且職工人夫等掛ケ方少分ニテ、成功之見認メ無節ハ、請

請負御解相成候共、決テ苦情不ニ申上候事。

第六条 前条請負御解相成候節ハ、既ニ御場所へ持込土石其他物品 悉皆御引上相成、右ニ対スル代価等ハ、御下金

一切相願間敷候事。

第七条 工事都合ニ因リ増減指揮有レ之時ハ、兼テ差出櫃キ見積書ニ基キ、該代金増減被レ下度候也。

千築人夫百拾人

内七拾宅人九分五匁

元渡シ分

引残而三十八人五匁

賃金五円七十錢八匁増ス

石積石三坪 増ス

代金壹円〇八錢

合金六円七十八錢八匁増ス

紙

張

第八條 工事中手戻候力、又ハ見込違等候共、御増金ハ勿論日延等御願申間敷候、就テハ若一出来期限經過候際ハ、御

引揚ケ之上、第六條之通り御下金無シ之トモ、更ニ故障無シ御座候也。

第九條 請負金ハ皆成功之上五分、其後一ヶ月経過之上清見済、御下渡被レ下度候也。

第九條 請負金ハ皆成功之上五分、其後一ヶ月経過之上清見済、御下渡被レ下度候也。

但本条ヲ經過スルト雖モ、三日以上通水致候ハ、皆金御下渡被<sub>レ</sub>下度候也。  
 第拾条 前条々堅リ履行可<sub>レ</sub>致若本人不行届之節ハ、身元引請人請事引請、御差支無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>仕候事。  
 右為後日、身元請人連署、御請負証奉<sub>二</sub>差上<sub>一</sub>候也。

明治廿三年八月十日

岐阜県羽栗郡米野村  
 請負人 大塚庄太郎  
 岐阜県各務郡芥見村  
 身元引請人 山川利助

各務用水総理委員 横山忠三郎 殿  
 しかして直ちに復旧工事に着手したが、同月十九日に至り竣功したので、次のとおり届出た。

各務郡芥見村八番地十二号丁場内、去ル七月廿九日崩所、八月十九日成功仕候間、此段御届及候也。  
 各務用水有志者惣代

亀山 儀兵衛  
 岡田 只治  
 横山 伊八

岐阜県厚見各務方県郡長 阿部直輔 殿  
 なおこの復旧工事費の支弁有志者が十八名であることは、部長の開届指令によつて明らかであるが、その氏名は、次の工事金の借用証書及び、工事費の決算報告書によつて窺うことが出来る。

借用証書

一金百円五拾銭八厘 但 利子志円ニ付一ヶ月 金八厘ツツ  
 右芥見村八番地用水工事、廿三年七月二十九日夜破壊ケ所築立ノ為、前隔金額正ニ借用申処実正也、然ル上ハ、明治二十四年一月三十日限り急度返済可<sub>レ</sub>申、依テ借用金証書如<sub>レ</sub>件。  
 明治廿三年九月九日

借用主

横山	下野	坂井	横山	横山	林山	横山	北川	北川	平光	浅野	小井	平光	松岡	大野	後藤
忠三郎	甚三郎	清兵衛	伊八	孫右門	惣十郎	藤三郎	榮三郎	九三郎	市右門	庄三郎	善之丞	由一	幸助	半左門	東助
◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎

平 光 田四郎 殿  
田 上 宮之丞 殿

備考 貸金主の平光田四郎・田上宮之丞両人も、工費支弁有志者の内である。

用水工事 芥見村八番地去ル七月廿九日築立タル分決算報告書  
夜破壊ニ付有志者ニテ

一金百円五拾八錢八厘

内

金八拾七円

入札ヲ以テ大塚庄太郎へ請負申付タル分

金六円七拾八錢八厘

工事中ニ増工事ヲ要シタル分

金六円八拾錢

岡田・魚山両氏場所附手当

右之通決算報告及候也

但先般金百五拾円ト記載シタル証書小生手元ニ預リ置候需、本文決算書之通り委員立会之上訂正シ、平光田上両氏宛差入置候、利子之儀ハ、一ヶ月金壹円ニ付八厘ツツノ引合。

右御承知被レ下度候也

明治廿三年十月廿三日

各務用水総理委員

横山 忠三郎

芥見村

後藤 東助 殿

西市場村

坂井 清兵衛 殿

大宮村

横山 伊八 殿

横山 孫右エ門 殿

林 惣十郎 殿

前洞村

横山 藤三郎 殿

北川 栄三郎 殿

松岡 幸助 殿

岩地村

北川 九三郎 殿

平光 市右エ門 殿

水海道村

浅野 庄三郎 殿

小酒井 善之丞 殿

平光 里一 殿

岩滝村

大野 半左エ門 殿

斯くて各務用水は二十三年八月復旧工事竣功、翌二十四年四月に至り、四年五カ月の日子と多額の経費を投じて全く竣功を告げ、同年の用水希節中は細々ながら通水して関係諸民を喜ばせた。

第十節 加納輪中の抗議

創業以来幾多の困難を乗り越え、また執拗な反対を排除し、当事者が根柢辛苦の結果、漸くにして工事を竣功させ、辛うじて通水しつつある各務用水に対し、その水路流末が荒田川に連なり居るを以つて、古来悪水の暴漲に苦しみ、水腐の苦難を免がれんと、多年悪水排除に苦心しつつある、下流加納輪中を始め荒田川関係の、二十一カ村の有志者連署して、「長良川筋あるいは境川堤外へ放流する設備の出来るまで、用水引入れを中止せしめられたい」旨、廿四年八月十一日付、次のおり小崎知事に願ひ出た。

謹奉 哀願 候

謹而小崎岐阜県知事公閣下ニ一書ヲ呈シ、御高慮ヲ煩サント欲スル所ノモノ有レ之、左ニ其旨趣ヲ開陳仕候。

一今回開鑿相成候各務郡新用水之儀ハ、水源ヲ武儀郡小屋名村ニ開キ、各務郡芥見村ヲ経テ同郡諸村落ヲ海澱シ、其末流当郡水海道村へ連流セリ、故ニ当郡内地悪水暴漲ノ憂ヒ有レ之ヲ以テ、曩ニ当郡長ニ対シ右ニ付、悪水放流方注意相成候様備願セシ所、我等人民ヲ諭シテ白ク、素ヨリ郡長管理ノ工事ナレバ、被害無レ之様注意ヲ為シ、用水路中各悪所ニメ切樋ヲ新設シ霖雨ノ節ハ、悉皆堤外ニ排出セシムルノ設計タルヲ以テ、決テ内地ニ潦水暴漲ノ憂無レ之旨、確乎タル御説明有レ之候ニ付、深ク之ヲ信認シテ私共一同安堵罷在候処、然ルニ該工事モ追々成工ヲ遂ケ候趣承リ、此頃村々惣代ヲ以テ実地ニ付キ委シク踏査スルニ、曩ニ郡役所ニテ説明セラルル処ト大ニ齟齬スル処有レ之、既チ該用水ノ下流ハ、本郡内地荒田川へ流通セリ、是レ我等人民ノ深ク杞憂スル所タリ、本郡ノ如キハ、閣下ノ宜ク御熟知アラルル如ク、常ニ潦水暴漲甚シク、為メニ巨害ヲ被ルコト渺ナカラス、故ニ悪水放流方改良工事等ヲ施サントスルニ次々汲ヲ止テ止マス、既ニ廿一年ハ異年ノ凶作ニ遭遇シ、廿二年ノ春ノ如キハ、本郡中飢饉ニ迫ル窮民無二千人ハ人ニ及ヘリ、是レ也ニアラス、近來郡水災荒方大ニ郡ノ水災ヲ來シ、前案ノ修治ニ汲入レリ、実ニ水害アリルコト甚シ、然ルニ各務用水新設ノ為ニ、尚一層ノ水害ヲ醸スルアレハ、是迄ノ一等ニ住ムル良田モ、卑湿方等ノ水腐地ト成リ、其慘状ヲ察ルコトハ歴々顯然タリ、斯クノ如ク悲境ノ地位ニ沈倫センカ、突ニ將來ノ方向ヲ知ラス、堵ニ安シ業ニ就クコトヲ得ス、恐レテモ尚恐ルヘキ嗚呼此ノ一事ナリ、閣下宜ク右之事情御洞察、何卒ト至急ニ技師ヲシテ、長良川筋アルイハ境川堤外へ放流セシメラレ候様致度夫レ迄ノ所用水引入之義中止セシメラレンコト願之至ニ不レ堪、此段以ニ速署一奉ニ哀願一候也。

明治貳拾四年八月拾壹日

厚見郡瓜村

上 松	梅三郎
永 田	甚 作
同 郡西之莊村	
上 松	勘十郎
中 村	寅 市
後 藤	円 平
円 郡敷田村	
篠 田	莊 平
篠 田	耕 造
同 郡下奈良村	
井 上	喜市郎
辻 上	金 作
同 郡敷田村	
篠 田	柳 七

	同	同		同		同	同	同	同	
	郡細畑村	郡領下村		郡上下川手村		郡鶴村	郡高桑村	郡佐波村		
柳原	柳原	柳原	柳原	柳原	柳原	柳原	柳原	柳原	柳原	柳原
順	五右衛門	惣兵衛	彦四郎	佐平	盛一	佐平	興作	源治郎	泰一郎	千代吉
五平	順吾	惣兵衛	彦四郎	佐平	盛一	佐平	興作	源治郎	泰一郎	千代吉

	同		同		同		同		同		厚見郡宇佐村
	郡高河原村		郡日置江村		郡次木村		郡善部村		郡六条村		
平田	青木	青木	青木	堀野	尾藤	堀江	石傳	加納	辻	辻	
八右衛門	平弥	良三	房二	久吉	惣四郎	甚作	又市郎	國次郎	勘六郎	勝五郎	嘉平治
八右衛門	平弥	良三	房二	久吉	惣四郎	甚作	又市郎	國次郎	勘六郎	勝五郎	嘉平治

この抗議願いは、二十九年の大洪水による被害の復旧工事に際し障害となり、当事者は除害方法の協定を遂げ、漸くにして国庫補助を受けるに至つたことは、後述する。(第四章第二節参照)

厚見郡切通村	森	謙治
同 伊藤	藤助	弥
同 郡岩戸村	林	仁平治
同 林	安藏	
同 林	房吉	
同 郡北一色村	中島	豊藏
同 篠田	伝十郎	
同 郡西ノ庄村	後藤	宅次郎
同 郡日置江村	青木	忠七
同 郡今嶺村	戸崎	総十郎

第十一節 両村の反対解決

各務用水の反対運動は、芥見村が最も熾烈であり、次いで田上戸長地元の岩田村、岩滝村の反対は僅、消極的であつたが、岩田村は明治二十二年一月仲裁解決、芥見村は同二十三年十二月に至り漸く解決を見た、その経緯は次のとおり、(岩田村の解決条件) 岩田村の反対運動解決のため、有志者加藤利八、大野甚十郎、丸山守一郎等が仲裁に入り、二十二年一月二十一日丸山守一郎方に、反対派の代表者丹羽周助、丹羽林藏、矢島三之助、丹羽豊藏、丹羽貞吉、土井又七の六人、用水派田上宮之丞、田上兼松の両人出席協議の結果、次の条件で和解するに決し、同二十三日仲裁人より出した。和解酒を汲みかわして円満手打ちをした。

用水云々仲裁ニテ済々方法

- 一 協議費之内、用水不服ニ付払セシ分、金貳円五拾銭程、一般ヨリ出金之管候。
  - 一 村内賦課ニ関スル帳簿一覽之上、不当之分若有レ之候ハハ破棄ス。
  - 一 戸長役場ニテ借入金之分、前記協議費徴収ト同時ニ徴収之筈、並組長惣代ニ於テ立替金モ同徴収ノ事。
  - 一 分水溝開鑿之硯、協議及一ヶ月経ルモ纏サレハ、各自意見ニ任スル管候。
  - 一 不服ノ為付払セシ前記金額ノ外、費用ハ該者ヨリ各自ニ出金シ、一般者ニハ更ニ関係無レ之候也。
  - 一 用水不服請願書、延期書及右ニ関スル誓約書等、悉皆仲人取集メ焼棄スル事。
- (芥見村の紛糾解決) 芥見村の紛糾は、各務用水開鑿反対に端を発し、地主と小作人の対立ともなり、また村政の上にも悪影響を及ぼすに至つた。しかして一方用水工事は反対を押し切つて進められ、殆んど完成に近くに至つたを機に、大宮村浄念寺住職小林湛章及び横山忠三郎の両名が仲裁に起ち、二十三年十一月二十一日浄念寺において、反対派の代表者二名と会見し、その主張を聞くに、「聯合村費の補助を受けて用水支線を設け、畑田成り等は実際用水利用の年より五カ年間、元の地目掟にて小作させる」ことを条件に、和解する旨を申立た。次いで同月二十三日用水派代表者三名と会見、仲裁条件を買したところ、反対派の主張は前記の通りであるが、「内輪注文は次回に譲る」と述べて立ち去つた。しかして両派の主張は、次のとおり殆んど一致するに至つた。

一 双方よりの訴願は、総べて取下げる事。(一致)

一 従来の費用は、双方合算し、権現山の伐木代で支払い、残りは各戸に分配のこと。一方は村費で支弁すること。

一 村会議員改選期に、双方半数宛選出の協定すること。(一致)

一 村長助役は上下に分け、任期を二カ年宛とし、上下互に交代すること。一方助役は用水派より選出すること。

一 役場吏員も当分の内、両派より半数宛推挙すること。一方収入役以下吏員を改める事。

一 既往を替めず、将来も用水についての論は、立入人へ預りとする事。(一方のみ)

一 組合規約を改正し、組合議員を増加すること。(一方のみ)

一 芥見村支線路の補助は、二百円とすること。(一方のみ)

玆において仲裁の酒踏みは終り、十二月四日清水寺の会見には、大野半左エ門、坂井清兵衛、遠藤太平、北川栄三郎、加藤利八を加え仲裁側は七名、両派より七名出席したが、協議の末、両派より多人数出席熟議するを良策と決定し、十二日午前八時より清水寺へ并当持委合会方、両派の五十二名に通知した。同日深更まで懇談の末、協議委員を仲裁人で選定することとなり、次のとおり十二人を指名した。

北川領右エ門、下野庄吉、後藤甚吉、龜山弥兵衛、後藤太兵衛、水野常三郎、高橋浅七、細部定兵衛、佐藤長七、徳田竹治郎、今頼治郎、同林左エ門。

この協議委員は、十五日午前八時より清水寺に会合、和解条件について協議したが、資料散逸のため、内容は詳らかでない。しかし仲裁についての費用は、組合費で支弁することとし、若し管理者に於いて背き入れぬ場合は、関係人一同協議して処理する旨、芥見村以外の用水区域有志者が協約した。次のとおり。

約 定 書

各務用水各務部芥見村中般一件ニ付今般集會委員選定廿候ニ就テハ該件ニ関スル諸雜費ハ極テ節儉ヲ第一トシ詳細帳記ヲ撰キ此般方法ハ部外ヘ出願シ可申候者限採用無之特ハ關係人一同集會協約之上相當之見分可ノ取扱為ニ候コトニ決意致

置候也。

明治廿三年十一月廿五日

各務部山後村	遠 藤	太 平	◎
同 西市場	遠 藤	勇右エ門	◎
同 坂 井	清 兵 衛		◎
中 村	新 右 門		◎
同 前 洞	北 川	九 三 郎	◎
北 川	幸 助		◎
松 岡	栄 三 郎		◎
北 川			◎
同 岩地村	庄 三 郎		◎
浅 野	芳 太 郎		◎
浅 野	市 右 門		◎
平 光			◎
厚見部水海道村	庄 吉		◎
平 光			◎
平 光	里 一		◎
小 井	善 之 丞		◎
平 光	円 四 郎		◎



第三章 濃尾震災と其復旧

第一節 区域内の被害概況

〔大地震と其の余震〕 濃尾大地震は、明治二十四年十月二十八日午前六時三十七分十一秒に起り、地震に引つづき余震絶えざるも、岐阜測候所の地震計破損して詳かでないが、修理のなつた同日午後一時五十分以降十月末まで四日間に、地震四回、強震四十回、弱震六百六十回、微震一回、鳴動十五回、合計七百二十四回を算した、その後余震は漸次減少したが、なお十一月中旬に千八十六回、十二月四百十六回に上り、更に二十五年中に八百六十七回、二十六年中に弱震以下三百八回を算した。その被害は第一第二第三の震裂波動線に當つた地方が激甚であつた。

〔第一震裂線に當る〕 これが震因探究の爲め来県し、現地を親しく調査した理学博士小藤文次郎は、その結果を東洋学術雜誌に發表した、その一節に震裂波動線につき述べて曰く

其の線遠く西北に伸び、高き火打石の山を断ち木曾川に出で、越えて中仙道の一駅勝山の東端を過ぎ、家を破壊し一町許り東北なる深菅村地内に、地勢勝山に対し斜向せる麦畑あり、又某寺内に属する所、式丁許り土壞根底より攪乱され畑旧形を失ひ破壊線十度北に走る、之れより其線西北に向い、火打石の山に入り、迫間を過ぎ人家を倒し津保川を越へ、倉知を過ぎ、下白金村に於て長良川を渡り、而して正西北に路を取り、千疋と戸田の間を走り云々。

と、宜なる哉、各務用水区域の被害激甚なる、斯く第一震裂線に當つてゐるからで、水源より六百余間の地盤四尺余陥落したのを始め、水路は到るところ龜裂を生じまたは破壊され、更に津保川の大掛樋も手直しを要することとなりその他掛樋樋管も陥落或は破損の災に罹り、各務用水は文字通り寸断の天譴を蒙つた。

〔区域民の一般被害〕 しかも区域民各自も罹災し、中には庄死または負傷者を出し、その復興が先決問題であり、続いて耕地の復旧を要するものが少くなかつたから、用水復旧の前途は誠に暗慘たるものがあつた。因に区域民の被

各務郡大宮村

横山 孫右エ門

横山 忠三郎

横山 伊八

横山 円藏

同 岩滝村

加藤 利八

大野 半左エ門

大野 甚十郎

同 三柿野村

丹羽 半重郎

⊙ ⊙ ⊙ ⊙ ⊙ ⊙ ⊙ ⊙ ⊙ ⊙

害状況は次のとおり。

町村名	総人口	死亡者		計	負傷者		計	総戸数	被害戸数			計
		正	死		重	傷			全	半	全	
小見	二二五	一	四	一	四	二	二	四八〇	一三一	三三三	一	四五四
岩田	八三八	一	一	二	四	一	一	四一〇	二二二	一一二	一	四一〇
岩滝	六二九	一	一	二	二	一	一	一八一	五七	一一四	一	一八一
大宮	六八六	一	一	二	五	一	一	一三二	四二	九〇	一	一三二
三柿野	三三三	一	一	二	一	一	一	一六〇	六三	八〇	一	一四三
那加	三三九	一	七	一	二	一	一	六二	二九	二八	一	五七
水海道	六一二	一	七	一	三	一	一	一〇九	二六〇	四二六	一	六八六
計		一	一	二	一	一	一	二五	六	九六	一	一〇一

町村名	其他の建物棟数		計	被害戸数	百分率
	全	半			
小見	六九	二〇	八九	六一	六九
岩田	二三五	一八二	四一七	七六	六七
岩滝	六三	六〇	一二三	六六	六七
大宮	七四	七一	一四五	六六	六六
三柿野	一八	二〇	三八	六四	六四
那加	一七五	一三九	三一四	六九	六九
水海道	一〇	三〇	四〇	五〇	五〇

備考 小金田分には上下両白金の外、水源地小屋名及び山田を含み、又また那加分には区域外の新加納長塚分を包含する。

(水路崩壊の損害反則) 用水委員横山忠三郎、坂井清兵衛の両名は、用水組合有志者総代として、廿五年七月九日付用水路崩壊による損害反則及び負担を、次のとおり岐阜県直税署へ届出でた。

別紙各務用水組合水路崩壊に付、損害反則及負担金等取調上申候間、特別之御詮議を以御処分之程奉歎願上候也。

明治廿五年七月九日

右用水組合有志者総代

坂井清兵衛  
横山忠三郎

岐阜県直税署 御中

各務用水賦課反別取調

一反別百拾九町八反六畝六歩

此負担金六千九百八拾四円九拾五銭六厘

一反別式拾町五反九畝廿武歩

同 千三百六拾式円貳拾三銭八厘

芥見村

岩田村

- 一反別宅町九反宅畝四歩 三柿野村
- 此負担金貳百貳十五円六銭五厘
- 一反別五拾五町七反八畝九歩 大宮村
- 同 四千貳拾七円七銭三厘 前洞村
- 一反別三拾六町七反貳畝貳歩 岩地村
- 同 三千七百七円六十貳銭六厘
- 一反別貳町宅反六畝三歩 岩地村
- 同 百八十七円五十五銭 西市場村
- 一反別拾貳町六反五畝四歩 山後村
- 同 八百九十九円廿五銭五厘 水海道村
- 一反別九町三反九畝拾七歩 同 三百四円貳銭九厘 岩滝村
- 一反別拾八町六反貳畝八歩 同 三千貳拾円六十銭八厘
- 一反別九拾三町宅反八畝拾八歩 同 千六百拾円九十七銭

第二節 復旧工事の態勢整う

〔八旧委員の集会招集〕 濃尾大震災につき、罹災者賑恤の爲め天皇皇后兩陛下より兩度に一万三千円、皇太后陛下より一千円の御下賜金あり、且つ特使を御差遣あつて、被害地を偏く巡視慰問せしめられた。また政府は、翌十一月十日附令第一〇五号を以つて被災地を以つて復旧費として本邦銀行に五十五萬円の附、十萬圓は被災地に充て、残り四十五萬圓を河川・堤防修築の復旧費に充て、更に十二月二十六日附令第二四七号を以て支出した本県分、二百八萬千五百五十四円四角六十七銭は、通路橋梁及び前回以外の河川・用水路・溜池の堤防復築、河川・用悪小路・溜池の浚渫運搬並びに、樋管の修築、その他土砂杆止等の工事費に充てることとした。

斯くと知つた旧委員横山忠三郎・坂井清兵衛・大野半左衛門・龜山儀兵衛の四名は、自宅の復興未だ成らず仮り宅住いの身を顧みず、各務用水の復旧を図かるため、二十五年一月十七日次の回章を以つて各村有志者の会合を催した。

回 章

各務用水復旧工事願備の爲、来ル十八日午前十時揃大宮村浄念寺江御集会被成下度候也。  
但一度分御并当御持参、及印形御持参被成下度、大雪ナレハ願延。  
明治廿五年一月十七日 旧委員

- 横山忠三郎
- 坂井清兵衛
- 大野半左衛門
- 龜山儀兵衛

各村有志者宛

当日出席した有志者は、次のとおり三十二名の多数に上り、回章の宛名全員であつて、この種会合には珍らしいこととて、如何に各務用水の復旧を、関係民の待望していたかの証左である。

- △芥見 後藤甚吉、下野甚助、藤田竹治郎、龜山儀兵衛
- △岩田 田上宮之丞、矢島藤吉、丹羽周助
- △岩滝 大野甚十郎、加藤利八、大野半左門

- △大宮 横山孫右エ門、横山伊八、横山円蔵、横山忠三郎
  - △前洞 北川九三郎、北川栄三郎、松岡幸助、牧田嘉右エ門
  - △西市場 坂井儀三郎、中村新右エ門、坂井清兵衛
  - △山後 遠藤太平、遠藤勇右エ門
  - △岩地 浅野庄三郎、(平光)浅野市右エ門
  - △三楠野 丹羽半十郎、真鍋宅治郎、丹羽富治郎
  - △水海道 平光四郎、平光里一、小酒井善之丞、平光庄吉
- しかして一同は、次の議題について協議したが、震災復旧工事がその中心となつたことは勿論である。

廿五年一月十八日(協議事項)

一、各務用水残水ヲ以テ、山後ヨリ岩地ヲ經テ、水海道村へ引入之義ハ、既ニ議決済ニモ有之候間、此際工事施行之事。

一、復旧工事規約決定の事。

一、大宮村境川夙樋ト堀割ハ、望ノ村ト円引ニテ工事相渡ヌ事、埋込エハ大宮村ヘ為請負セル事。

〔復旧工事に補助額〕 先づ第一に、各務用水の復旧について、いわゆる震災第二工事に組み込み、国費によつて復旧方を、次のとおり願出ることを決し、出席者全部が署名捺印して、これを小崎知事に提出した。

願

我各務用水之儀ハ、抑モ明治十三年頃、芥見村有志者の発起ニテ、津保川ヨリ引入ル事ニ測量シ、夫々尽力ノ上泉庁へ出願セシ儘等閑ニ打過キ罷在候処、明治十六年非常ノ大旱損ニテ、本郡過半数ノ村ハ地租ノ貸与ヲ相願、其慘状実ニ見ルニ不<sub>レ</sub>忍ニ依リ、各村有志者ハ、後年之早害ノ免ルル事ヲ懸案ニ不<sub>レ</sub>絶、折柄時ノ郡長駒田正忠殿水路御見分之上、各村有志者ニ起工ノ儀協議被<sub>レ</sub>下候モ、時不<sub>レ</sub>至哉不<sub>レ</sub>相願、一旦中止ノ姿ト相成居候ニ付、明治十七年八月頃ヨリ山県郡戸田村岡田只治氏、更ニ郡上川ヨリ引キ入ル事ヲ発起シ、夫々尽力一方ナラサルニ付、再ヒ

明治廿五年一月十八日

各務郡大宮村

横山忠三郎 願

外三十一名連署

〔八区に分け復旧工事〕 第二にいよいよ復旧工事で着手の際における準備として、次のとおり復旧工事仮規約を作成し、工事は八区に分けて施行し、各区における委員数の割り当て、事務所の位置その他について規定し、出席者一同署名捺印した。

各務用水復旧工事仮規約

- 一、各務用水路中ヲ第八区ニ區別ス
- 第一区 郡上川ヨリ式番樋迄
  - 第二区 式番樋ヨリ芥見境上迄
  - 第三区 芥見村八番一号ヨリ六号迄
  - 第四区 同七号ヨリ十二号迄
  - 第五区 同十三号ヨリ四番地掛樋迄
  - 第六区 四番地掛樋ヨリ分水口迄
  - 第七区 分水口以下西水路

第八区 同上東水路

一、第一区第二区第六区第七区第八区ニ、場所委員一人ツツ置キ、第三区第四区第五区ニ、場所付委員式名ツツ置ク事。

一、全区ニ会計主任一人、勘定掛三名ヲ置ク事。

一、場所付委員及会計主任、並ニ勘定掛ヲ合シテ拾五名トス。

一、芥見村前洞水海道村各氏名、其他ハ各屯名トス。

一、委員撰擧人ハ、用水組合會議員及、一村ヲ代表スルモノヲ以テ組織ス。

一、会計主任及勘定掛ハ、委員中ヨリ互選スルモノトス。

一、旧委員ハ全区ニ通巡回シ、工事上一村ノ方針ヲ以テ復旧スルコトヲ掌ル。

一、事務所ハ芥見村式番地ニ置ク事。

但臨時出張所ヲ設ケル事アルヘシ。

一、事務所ニ小使一人ヲ置ク事。

一、工事ハ總テ委員ノ名義ヲ以テ。目論見帳ニテ請負出願スル事。

支出之部

一金貳百貳拾円 場所付委員十一人一日金貳十錢百日分

一金六拾円 勘定掛三名同上

一金貳拾六円 会計主任壹名同上百三十日分

一金八拾円 旧委員四名同上百日分

一金四拾五円 事務所費

一金拾五円 小使給料

一、前条カラ変更セントストキハ、用水組合會議員及、一村ヲ代表スルモノ五名以上ノ意見ニヨリ、大会ノ評決ヲ得

テ、修正加除スル事ヲ得。

右評決ヲ以テ履行スル為、茲ニ証印ス

明治廿五年一月十八日

(出席者三十二名署名捺印)

なおこれと同時に、復旧工事臨時委員を選挙し、次の十三名が当選した。斯くて各務用水における震災復旧工事の請入れ態勢を調えた。

速藤太平、篠田竹治郎、加藤利八、丹羽富治郎、北川九三郎、浅野庄三郎、平光里一、北川榮三郎、田上宮之亟、水野利三郎、横山孫右エ門、坂井儀兵衛、平光庄吉

(上白金との異見調整) 各務用水復旧工事の測量は、二十五年一月二十七日長嶋技師の手で開始されたが、測量の進むにつれ二番樋は、一尺六寸低く伏込む計画となり、夫れでは上白金の灌漑は不可能となり且つ、井口小屋名字松原地先の景況は、震災の爲め地盤陥落したのみでなく、古米阻地堰の大石が夥しくあつたところ、各地における震災復旧工事により石の需要が激増し、同所は好適の石採場として、毎日貳拾余艘の石舟は連日積み下げ、今日では殆んど拾い尽くされた爲め、一朝出水を見んか川床の低下は、鏡にかけて見る如く明らかである。されば樋管を低く伏込み井道を復旧するも、用水の取入れが困難となるは目前で、一時の喻安を貧るに過ぎぬ、寧ろ此の際井口の改良を図り、岩割工事を施行して上流瀬尻村まで上げせ、万代不易の良用水とすべきであると主張し、二番樋の一尺六寸低く伏込む計画は、地元上白金の大問題となり、大野龜三郎を動かし小崎知事に迫り、或は代表者後藤小平治及び岡田只治を上京させ、滞京中の小崎知事に猛運動を試みた、すなわち後藤小平治の「明治用水改良日記」の一節に

一、樋管及び分水場所は、如何様の事ありとも、約定面の通り少しも異動なきを要す。

一、井堰は永久の望みなきを以て、井口を瀬尻村まで上流へ移す事を目的とす。

一、岩石を割り井口を上流へ移すは、永久不変の工事にして、復旧工事の内、幾分か新工事を含むを以て、新工事に当る歩合は聯合村費を以て之を支出し、復旧に属する歩合は、復旧費を以て補助せられ度を企望す。

一、聯合費の分は、此の際直ちに徴収するは、震災後逆も民力に堪えざるに付、井路中緊急の場所を除き、其の他の

復旧費一萬五千円程を一時井口工事に差当て、此の際井口に改良を施し、水路工事は継続工事の振りに、以後二三年中に聯合費を以て復旧せしむること、即ち融通策なり。

一、曾代用水の末流にて補助するの儀は、武儀郡内は勿論、芥見以南の各村も同様不賛成の与論なり。と見えている。斯くの如き井口改良運動をすすめて一方、二番樋の伏込計画は、用水創業当時の約定面に抵触するを以て、双方熟談の上約定面を更正するか、または樋管伏込は、約定面通り取り計られたい旨、次のとおり管理者へ願ひ出た。

御 願

今般各務用水二番樋、一尺六寸低ク伏込候様本界ヨリ御達相成候処、右ニテハ該用水路創業之際、武儀郡小金田村大字上下白金ト各務郡芥見村外九ヶ村トノ約定面ニ抵触候ニ付、此際速ニ双方ノ熟談ヲ経テ、約定面中更正方御取計被成下候カ、又ハ約定面之通樋管伏込方御取計被成下候様奉願上候也。

明治廿五年四月十一日

武儀郡小金田村上白金惣代

後 藤 丈 助

後 藤 徳兵衛

後 藤 小平治

同 村大字下白金惣代

松 田 嘉兵衛

各務郡芥見村外十一ヶ組合用水  
管理者 阿 部 直 徳 殿

しかして五月七日に至り、岡田只治、小金田村長兼山崎吉、上白金惣代後藤丈助、後藤幸次郎、用水委員山崎三郎、

井堰並に岩割工事は、到底出来難き事故中止と断念すべし、二番樋管は技師の設計通り、一尺六寸低ク伏込むべし、上白金分水口は、小屋名北島イリケ田上白金二番樋より分水横堰すべし、旧上白金二番三番樋管を伏替へるべし、上白金田二番三番の間（即ち垾間という処）の敷地は、聯合村に買揚げの事、分水口より上白金田三番樋迄は、聯合費を以て支弁する事、井堰は従来通り組合に於て仮堰し、復旧費を以て支弁せざる事。

等を申し渡した、これを聞いて上白金は落胆したが、用水委員と打ち合せ、兎も角九日会合して、垾間地代の取極め及び約定面の改訂交渉することとした。その後次のとおり、仮約定書結び且つ追加約定予定の条項を協定し、対立異見の調整をした。すなわち上白金の分水を一番樋下も二十間まで登せ、中井桁を築き、分水路の巾を宅間とした。これが上白金別立ての初めである。

仮 約 定 書

一、今回別紙之通り、当組合用水之管理者及双方委員ト協議之上、仮約定仕候処実正也、然レドモ正約定ニ至リテハ、各務用水組合聯合村会ノ議決ヲ経テ、本約ヲ締結ス、依而茲ニ双方委員連署ヲ以テ契約致置候也

武儀郡小金田村上白金用水委員

後 藤 丈 助

同 郡 同 村上白金用水委員

山 口 与三太郎

各務用水委員

北 川 榮太郎

追 加 約 定 予 定

今般二番樋管宅尺六寸低クニ伏込ミ、本契約書第五條ヲ更正スルニ付、将来左ノ約定書ヲ追加スル事ヲ共賛ス。  
第一条 上白金分水口ハ、一番樋ヨリ武拾間下ニ設クル事。

第二条 分水場所築造方法ハ、中井桁先キニ長五間内ハ板厚五寸高不詳尺トシ、夫レヨリ下ハ土石ヲ以テ築造ス、溝敷ハ分水口ヨリ以下五拾間迄、石畳ヲ以テ各回面溝敷トシ、以下二番樋ニ至ルマデ、三拾間毎ニ長三間ノ敷ヲ設クル事。

第三条 上白金分水量ハ、中井桁敷高ヲ以テ標準トシ、水厚標準ニ及ハサル漏水ノ際ハ、双方立会ノ上、本流ニ横堰ヲ為ス事アルベシ。

第四条 但シ標準板ハ実地測量シ、上白金田面ヘ充分灌漑シ得ルヲ以テ標準ト定ム。

第五条 郡上川井堰ハ、水厚標準以上ニ及フ迄堰ギ立ツルモノトス。

第六条 上白金旧用水路、即チ旧式番樋ヨリ旧三番下ニ至ル反別七反六畝六歩ハ、代金不詳門ヲ以テ用水組合ヘ買ヒ入ル事。

但シ震災後地代金徴収ハ、迎モ組合民力ニ不堪旨ヲ以テ、復旧費ニテ買上方ヲ出願スル事。

第七条 一番樋ハ、創業ノ際伏込敷ヲ以テ、向來ノ標準ト定ム。

第八条 分水口ヨリ上白金字宮浦ニ至ル樋管及、水路ノ通常費並ニ臨時費共、聯合共通トス。

分水場所総巾四間ト見ナシ、宅間ヲ上白金分水路トシ、下流村ノ本流ハ三間トス。

但シ技師ノ設計ニテ、巾ヲ延縮スルモ、本文標準ヲ以テ配水ノ割合ヲ立、工事ノ目論見ヲ出願スル事。

右之通、本約定書ヘ追加セシムル所、芥見村外九ヶ村ニ於テ、聯合村會議員半数改選ノ際ニ當リ、本約ヲ締結スル能ハサルニ付、茲ニ惣代及有志者ノ仮契約ヲ締結シ、後日聯合村会ノ共賛ヲ得テ、本約ヲ結ブ者也。

明治廿五年五月十一日

各務郡芥見村外九ヶ村有志者

- 横山 忠三郎
- 龜山 儀平
- 大野 半左衛門
- 文三郎

武儀郡小金田村上白金惣代

- 後藤 丈助
- 後藤 徳兵衛
- 後藤 幸次郎
- 後藤 小平治

武儀郡小金田村下白金惣代

- 松田 嘉兵衛
- 山口 与三太郎
- 岡田 只治

山泉郡戸田村有志者

### 第三節 工事の設計内容

〔一月末から測量開始〕 大地震の日から三月後、すなわち翌二十五年一月二十七日、各務用水の復旧個所につき、次〇とあり長嶋技師は現地に出張測量を開始した。

明廿七日各務用水路測量ノ為メ、長嶋技師出張相成候條、芥見村ニ向ケ御出頭相成度、付テハ龜山委員江ハ通知致置候得共、酒井大野ノ両委員江至急御通知相成度、且此頃酒井委員江貸渡置候用水路測量断面絵図、明日持來候様御取計相成度、此段懇人夫ヲ以申進候也。

廿五年一月廿六日

横山 忠三郎 殿

厚見各務方泉郡役所第二課 印

巾	深	高	厚	馬踏	敷	横	敷	量	人足数	見積価格
5	尺6	尺	尺	尺	間	尺	砂利	坪 195.0	742.5	111.375
5	2.1	-	-	-	-	-	砂利	247.5		
-	-	6	1.2	-	-	-	石	12.0	-	20.790
-	-	6	1.2	-	-	-	石	6.0		
-	-	5	1.2	-	-	-	石	1.8	-	17.663
-	-	法27	1.2	7	-	-	張石	9.1		
-	-	12	1.2	-	-	-	張石	4.4	-	27.495
3	1.5	-	-	-	-	-	土砂	61.1		
-	-	-	13.2	-	-	12.6	土砂	1,640.1	984.06	1,534.650
-	-	3	-	-	-	3.3	土砂	97.6	390.4	
3.67	-	-	1.5	-	-	-	石	8.3	-	507.978
-	-	法6	1.2	-	-	-	石	7.10		
-	-	法9	1.2	-	-	-	石	106.5	-	58.950
2.3	-	両法4.8	1.2	3	-	-	石	282.9		
-	-	6	-	6	4	-	石	50.0	220.0	-
1	3	-	-	-	-	-	石	86.5	173.0	
-	-	法3	1.2	-	-	-	石	13.9	-	105.624
-	-	法1	1.2	-	-	10	石	12.5		
-	-	法3	1.2	-	-	-	石	4	-	39.420
-	-	法3	1.2	-	-	-	石	34.6		
-	-	3	-	3	2	-	土砂	31.3	187.8	-
1	3	-	-	-	-	-	土砂	37.5	75.0	
-	-	法3	1.2	-	-	-	石	10.0	-	33.375
-	-	法3	1.2	-	-	-	石	15.0		
-	-	法3	1.2	-	-	-	石	136.6	-	-

〔水路の工事〕 その工種は、浚渫、石垣崩所、石堤崩所、石積崩所、旧堤取除、桁築立、敷石、石羽取、石張、切所築立、崩所切上、違石積、畑垣崩落、石垣取除、小段築立、崩所土砂取除、岩割下、水路切返、水路堀、井桁崩落、水路補強、柵、切割等種々雑多で、井元小屋名をはじめ、上下白金・芥見・岩滝・岩田・前洞地内における被害の復旧で、この見積額武儀郡内の分三千百六十八円四十七銭九厘、各務郡の分一萬百六十円六銭一厘、合計一萬三千二百二十八円五十四銭で、その内容は次のとおり。

岐阜県知事 小崎 利 準 殿

各務用水委員

- 右関係者有志者
- 大野 半左衛門 郎
  - 坂 井 清兵衛 郎
  - 横 山 忠三郎 郎
  - 小 川 栄三郎 郎
  - 平 光 庄吉 郎
  - 横 山 孫右衛門 郎

各務用水工事之儀ハ、最早御目論見済ニ相成、近ク御仕様帳御下附相成候趣ニ付、兼テ先般御願申置候次第モ有之候  
 処々分組合村清之誠心ニ付、管理者 則郡長に御下附相成候様、更ニ協議一決仕候間、此段奉願候也。  
 御 願  
 明治廿五年六月十七日

追テ、測量人夫及諸色等準備之儀申越候ニ付、龜山委員へ通知致置候得共、同氏不在之節ハ、不都合ニ付、尙御注意相成度候也。  
 しかして測量と同時に設計も進捗し、六月上旬には既に完了したより、次の目論見帳下附願によつて窺い得る。



工事区域	工 種	長	巾	深	高	厚	馬 路	敷	横	敷	量	人 足 数	見積価格
小金田	郡上川町 老番樋口迄 用水路号外ノ1	39	5	尺 6	尺 —	尺 —	尺 —	間	尺	砂利	坪 195.0	7425	111.375
"	同ノ2	30	5	2.1	—	—	—	—	—	砂利	247.5		
"	郡上川町 老番樋口迄 用水路号外ノ1	60	—	—	6	1.2	—	—	—	石	12.0	—	20.790
"	同ノ2	30	—	—	6	1.2	—	—	—	石	6.0		
"	一番樋尻今新の樋口迄 用水路第1号	11	—	—	5	1.2	—	—	—	石	1.8	—	17.663
"	"	8	—	—	法27	1.2	7	—	—	張石	9.1		
"	"	11	—	—	12	1.2	—	—	—	張石	4.4		
"	"	11.5	3	1.5	—	—	—	—	—	土砂	61.1	1833	27.495
"	分水口明日二番樋迄 用水路第2号	350	—	—	—	13.2	—	—	12.6	土砂	1,640.1	9,840.6	15,346.50
"	"	355	—	—	3	—	—	—	3.3	土砂	97.6	390.4	
"	"	9	3.67	—	—	1.5	—	—	—	石	8.3	—	507.978
"	"	55	—	—	法6	1.2	—	—	—	石	7.10		
"	"	355	—	—	法9	1.2	—	—	—	石	106.5		
"	"	350	2.3	—	両法4.8	1.2	3	—	—	石	282.9	2200	58.950
"	旧二番樋上白金境迄 用水路第3号	22	—	—	6	—	6	4	—	石	50.0		
"	"	173	1	3	—	—	—	—	—	石	86.5	173.0	
"	"	138.5	—	—	法3	1.2	—	—	—	石	13.9	—	105.624
"	"	5	—	—	法1	1.2	—	—	10	石	12.5		
"	"	4	—	—	法3	1.2	—	—	—	石	4		
"	"	346	—	—	法3	1.2	—	—	—	石	34.6	187.8	39.420
上白金	小屋名境二番樋口迄 用水路第4号(左ノ方)	50	—	—	3	—	3	2	—	土砂	31.3		
"	"	75	1	3	—	—	—	—	—	土砂	37.5	75.0	
"	"	100	—	—	法3	1.2	—	—	—	石	10.0	—	33.375
"	"	150	—	—	法3	1.2	—	—	—	石	15.0		
"	二番樋尻下白金境迄 用水路第5号	13.66	—	—	法3	1.2	—	—	—	石	136.6		

(水路の工事) その工種は、浚渫、石垣崩所、石積崩所、旧堤取除、桁築立、敷石、石羽取、石張、切所築立、崩所切上、逢石積、畑垣陥落、石垣取除、小段築立、崩所土砂取除、岩割下、水路切返、水路堀、井桁陥落、水路補強、枠、切割等種々雑多で、井元小屋名をはじめ、上下白金・芥見・岩滝・岩田・前洞地内における被害の復旧で、この見積額武儀郡内の分三千百六十八円四十七銭九厘、各務郡の分一萬百六十円六銭一厘、合計一萬三千三百二十八円五十四銭で、その内容は次のとおり。

巾	深	高	厚	馬路	敷	横	敷	量	人	足	敷	見積価格
間	一間	一尺	一尺	0.5尺	一尺	一間	一尺	20本				324.695
尺	—	—	—	0.3	—	—	—	80本				
—	—	法3	1.2	—	—	—	石	96.0				
—	—	法5.6	1.2	—	—	—	石	8.0		—		363.784
—	—	—	0.5	—	—	—	—	13本				
—	—	—	0.3	—	—	—	—	56本				
—	—	法1.2	—	—	—	4.2	—	25.2				226.80
—	—	法5.6	1.2	—	—	—	—	13.4				
—	—	法3	1.2	—	—	—	石	40.5				
2.5	—	—	1.5	—	—	—	石	2.2				
3	—	—	1.5	—	—	—	石	9.0		—		285.744
—	—	法1.4	1.2	—	—	—	石	3.4				
—	—	法13.5	1.2	—	—	—	石	5.0				
1.5	—	—	1.5	—	—	—	石	1.3				
—	—	法5	1.2	—	—	—	石	10.7				
—	—	法5	1.2	—	—	—	石	5.7				
—	—	法8	1.2	—	—	—	石	1.9				
—	—	法5	1.2	—	—	—	石	18.2				
—	—	法12	1.2	—	—	—	石	11.2				
—	—	法5	1.2	—	—	—	石	10.3				
—	—	法12	—	—	—	—	石	204.0				1705.616
—	—	法7	—	—	—	—	石	146.4				
—	—	法9	1.2	—	—	—	石	48.5				
—	—	法3	1.2	—	—	—	石	6.6				
—	—	法7.5	1.2	—	—	—	石	7.5				

Blank page with faint grid lines.

	工事区域	工種	長	巾	深	高	厚	馬踏	敷	横	敷	量	人足数	見積価格
上白金	二番樋尻分下白金境迄 用水路第5号	松丸太	3間	一間	一尺	一尺	0.5尺	一尺	一間	一尺		20本		324.695
"	"	"	4尺	-	-	-	0.3	-	-	-		80本		
下白金	上白金境分芥見村境迄 用水路第6号	两岸石垣	960	-	-	法3	1.2	-	-	-	石	96.0		363.784
"	"	左右堤外腹 石積崩所	43	-	-	法5.6	1.2	-	-	-	石	8.0	-	
"	"	松丸太	3	-	-	-	0.5	-	-	-		13本		
"	"	"	4	-	-	-	0.3	-	-	-		56本		
"	"	井桁 両側陥落	180	-	-	法1.2	-	-	-	4.2		252		
芥見	下白金境分大掛樋口迄 用水路第7号	左右外腹 石垣崩所	72	-	-	法5.6	1.2	-	-	-		13.4		285.744
"	"	两岸石垣	81	-	-	法3	1.2	-	-	-	石	40.5		
"	津保川大掛樋口	水路張石	35	2.5	-	-	1.5	-	-	-	石	22		
"	"	右堤 違ヒ石張	12	3	-	-	1.5	-	-	-	石	9.0	-	
"	" 北ノ方	外腹鼻折廻共 石積	9	-	-	法1.4	1.2	-	-	-	石	3.4		
"	" 南ノ方	" 石積	11	-	-	法13.5	1.2	-	-	-	石	5.0		
"	津保川掛樋尻 用水路第8号ノ1	水路張石	2	15	-	-	1.5	-	-	-	石	1.3		
"	" 字牛子右堤	外腹石垣	64	-	-	法5	1.2	-	-	-	石	10.7		
"	" "	"	34	-	-	法5	1.2	-	-	-	石	5.7		
"	" 字洞畑大堤	"	7	-	-	法8	1.2	-	-	-	石	1.9		
"	" 字天王社前十堤	"	100	-	-	法5	1.2	-	-	-	石	18.2		
"	" 字若宮社前左堤	"	28	-	-	法12	1.2	-	-	-	石	11.2		
"	" " 右堤	"	62	-	-	法5	1.2	-	-	-	石	10.3		
"	" 字大退右堤	"	102	-	-	法12	-	-	-	-	石	204.0		
"	" "	外腹 石垣取除	125.5	-	-	法7	-	-	-	-	石	146.4		
"	" " 右堤	外腹 小段石垣	161.5	-	-	法9	1.2	-	-	-	石	48.5		
"	" " "	" "	66	-	-	法3	1.2	-	-	-	石	6.6		
"	" 字池田左堤	外腹 石垣	30	-	-	法7.5	1.2	-	-	-	石	7.5		
														1705.616



	工事区域	工種	長	巾	深	高	厚	馬踏	敷	横	數量	人足數	見積価格
芥見	津保川掛樋尻 # 右堤街道上	外腹石積	27間	一間	一尺	法16尺	2.7尺	一尺	一間	一尺	石 32.4		
"	" 池田掛樋前後	水路張石	3	15	—	—	1.5	—	—	—	石 1.9		
"	天王社前板橋分 池田掛樋止	水路 兩岸石垣	703	—	—	法 3	1.2	—	—	—	石 70.3		
"	若宮社前 用水路第8号ノ2	東腹小段	28	—	—	法 6.6	—	—	—	4.2	21.6	1728	25920
"	池田掛樋上 用水路第8号ノ4	西腹 小段築立	227.5	—	—	12.0	—	—	—	9.0	土砂 682.5	3135.2	811480
"	字大退 用水路第8号ノ5	崩所 土砂取除	29.5	—	—	18.0	—	—	—	51.3	757.2	2879.2	
"	"	" 同所築立	29.5	—	—	18.0	—	—	—	51.3 3.6	757.2	2401.0	1221030
"	字池田掛樋上 用水路第8号ノ6	岩割下	6	1	—	—	2.0	—	—	—	2.0	—	140000
"	"	"	16.5	2	—	—	2.18	—	—	—	12.0	—	
"	字天王社前板橋分池田掛樋口迄 第8号ノ7	水路切返	351.5	—	—	—	—	—	—	—	坂返 766.3 粘土 527.3	3065.2 5273.0	1250730
"	池田掛樋分古稲葉掛樋迄 第9号	"	303.0	—	—	—	—	—	—	—	切返 772.7 粘土 454.5	2318.1 3636.0	1229115
"	"	崩所	40.0	—	—	9	—	—	—	28.0	2800	22400	
"	大掛樋分天王社前掛樋迄 用水路第8号	水路切返	279.0	—	—	—	—	—	—	—	切返 627.8 粘土 418.5	1883.4 3348.0	784710
"	大掛樋分天王社前板橋迄 用水路第8号	兩岸石垣	558.0	—	—	法 3	1.2	—	—	—	石 55.8	—	193905
"	池田掛樋分古稲葉掛樋迄 字大舟右堤第9号	外腹石垣	35.0	—	—	法 5	1.2	—	—	—	石 5.8		
"	" 右堤	"	150.0	—	—	法 4.5	1.2	—	—	—	石 22.5		
"	" 左堤	"	150.0	—	—	法 4.0	1.2	—	—	—	石 20.0		
"	字古稲葉 左堤	"	65.0	—	—	法 6.0	1.2	—	—	—	石 13.0	—	352800
"	" 右堤	"	65.0	—	—	法 3.0	1.2	—	—	—	石 6.5		
"	" 右堤	小段石垣	13.0	—	—	法 5.5	1.2	—	—	—	石 2.4		
"	池田掛樋尻分古稲葉掛樋迄	兩岸石垣	606.0	—	—	法 3.0	1.2	—	—	—	石 60.6		
"	大洞川掛樋尻分水口迄 第10号 板橋下	水路切返	172.0	3 3	3	—	—	—	—	—	切返 258.0 粘土 172.0	774.0 1032.0	
"	" 所下	水路堀	0	5	5	—	—	—	—	—	掘坪 12.5	37.5	
"	" 字中瀬左右	外腹休	14.0	—	—	法12.0	3.0	—	—	—	14.0	84.0	349875
"	" 所下字戸泉	両桁陥落	135.0	—	—	3.0	—	3	9	—	盛土 67.5	405.0	

巾	深	高	厚	馬路	敷	横	敷	量	人 足 敷	見積価格
一間	一尺	法6.0尺	1.2尺	一尺	一間	一尺	石	7.8	—	333.60
—	—	法 3.0	1.2	—	—	—	石	7.0	—	—
2	2.1	—	—	—	—	—	切返	39.2	117.6	—
2	—	—	1.8	—	—	—	粘土	33.6	201.6	478.80
2	1.5	—	—	—	—	—	切返	63.0	189.0	—
2	—	—	1.5	—	—	—	粘土	63.0	378.0	—
2	2.0	—	—	—	—	—	切返	126.0	378.0	255.150
2	—	—	2.0	—	—	—	粘土	126.0	756.0	—
—	—	法 3.0	1.2	—	—	—	石	38.0	—	—
—	—	法 3	—	—	—	5	石	24	—	181.506
—	—	—	6	—	—	—	6本5ト	—	—	—
7.5	—	—	4	—	—	—	52枚	—	—	—
—	—	法 3.0	1.2	—	—	—	石	5.2坪	—	—
6.0	—	—	1.5	—	—	—	石	0.8	—	245.58
—	—	法 2.5	1.2	—	—	—	石	0.5	—	—
8.0	0.5	—	—	—	—	—	粘土	5.8	—	—
9.0	—	1.5	—	—	—	—	土砂	21.0	126.0	—
—	—	6	—	—	—	4.5	土砂	1.1	6.6	155.880
—	—	2.5	—	—	—	4.5	土砂	75.6	453.6	—
—	—	9	—	—	—	4.5	土砂	13.7	82.2	—
—	—	6.0	—	—	—	6.0	—	—	—	—
—	—	—	5	—	—	—	棹柱	124本	—	—
—	—	—	4	—	—	—	梁木	124本	大工共 360.0	279.792
0.6	—	—	—	—	—	—	両側板	300枚	—	—
—	—	—	—	—	—	—	1240本	—	—	—
2.0	3	—	—	—	—	—	切返	200.0坪	600.0	—
2.0	—	—	2.5	—	—	—	粘土	166.7坪	1,000.2	240.030
2.0	—	—	1.2	—	—	—	石	0.4	—	—
—	—	法 4.2	1.2	—	—	—	石	33.7	—	—

Blank page with faint grid lines and illegible text.

	工事区域	工種	長	巾	深	高	厚	馬踏	數	横	敷	量	人足數	見積価格
芥見	大洞川掛樋尻分水口迄 第10号 右堤	外腹石垣	380間	一間	一尺	法6.0尺	1.2尺	一尺	一間	一尺	石	7.8	—	333.60
"	" 字中瀬法光	両側石垣	140	—	—	法 3.0	1.2	—	—	—	石	7.0	—	—
"	山県街道分飛驒街道迄 岩田分水路	水路切返	56.0	2	2.1	—	—	—	二	—	切返	39.2	117.6	478.80
"	東西分水口分築地迄 間無田川 東分水路第1号 掛樋迄	"	126.0	2	1.5	—	—	—	二	—	粘土	33.6	201.6	—
"	" 掛樋下石滝村境迄	"	189.0	2	2.0	—	—	—	二	—	粘土	63.0	189.0	—
"	東西分水口分下築地迄 間無田川掛樋分下	両側石垣	380.0	—	—	法 3.0	1.2	—	—	—	石	38.0	—	—
"	" 字影山水抜	石 積	65	—	—	法 3	—	—	—	5	石	2.4	—	181.506
"	" "	松丸太	20	—	—	—	6	—	—	—	6本5ト	—	—	—
"	" "	桧 板	1.0	7.5	—	—	4	—	—	—	52枚	—	—	—
岩 滝	芥見村境分大宮村境迄 東分水路二号字岩崎左岸	左岸石垣	52.0	—	—	法 3.0	1.2	—	—	—	石	5.2坪	—	—
"	" 字南平掛樋前後	水路石垣	3.0	6.0	—	—	1.5	—	—	—	石	0.8	—	24.558
"	" 両袖前後四カ所	石 垣	6.0	—	—	法 2.5	1.2	—	—	—	石	0.5	—	—
"	東分水路第2号 字岩崎	水路補強	52.0	8.0	0.5	—	—	—	—	—	粘土	5.8	—	—
"	" "	道	56.0	9.0	—	1.5	—	—	—	—	土砂	21.0	126.0	—
"	" 字飛洞	水路井桁	14.0	—	—	6	—	—	—	4.5	土砂	1.1	6.6	155.880
"	" 字南平	水路両桁	242.0	—	—	2.5	—	—	—	4.5	土砂	75.6	453.6	—
"	" 所下	"	122.0	—	—	9	—	—	—	4.5	土砂	13.7	82.2	—
"	東分水路第2号 山王東及飛洞伏越樋前後	枠	30.0	—	—	6.0	—	—	—	6.0	—	—	—	—
"	" "	桧丸太	7	—	—	—	5	—	—	—	枠柱	124本	—	—
"	" "	"	65	—	—	—	4	—	—	—	梁木	124本	大工共 360.0	279.792
"	" "	桧木皮	2.0	0.6	—	—	—	—	—	—	両側板	300枚	—	—
"	" "	皆折針	1本15匁	—	—	—	—	—	—	—	—	1240本	—	—
"	東西分水口分下築地迄 西分水路第1号	水路切返	200.0	2.0	3	—	—	—	—	—	切返	200.0坪	600.0	2400.30
"	" 樋尻	水路張石	1.0	2.0	—	—	2.5	—	—	—	粘土	166.7坪	1000.2	—
"	同所下間無田川迄両側	外腹石垣	240.0	—	—	法 4.2	1.2	—	—	—	石	33.7	—	—

	巾	深	高	厚	馬踏	敷	横	敷	量	人 足 数	見積価格
	一尺	一尺	一尺	0.6尺	一尺	間	尺		120本		
6	-	-	-	0.3	-	-	-		360本	-	368.590
	-	-	法 3.0	1.2	-	-	-	反	40.0坪		
	-	-	9	-	-	-	-	土砂	22.5	135.0	
	2	-	-	0.5	-	-	-	粘土	28.0	168.0	
	1	1.8	-	-	-	-	-	切返	21.0	63.0	
	1	-	-	1.5	-	-	-	粘土	5.8	34.8	
	-	-	法 2.0	1.2	-	-	-		8.0	32.0	
	1	2.1	-	-	-	-	-	切返	26.6	79.8	
46	-	-	-	2.0	-	-	-	粘土	16.9	101.4	221.970
	-	-	法18.0	6.0	-	-	-		144.0	576.0	
	1.5	1.5	-	-	-	-	-	切返	10.5	31.5	
	1.5	-	-	1.0	-	-	-	粘土	7.0	42.0	
	1.0	2.0	-	-	-	-	-		26.7	80.1	
	2.0	2.0	-	-	-	-	-	切返	22.7	68.1	
	2.0	-	-	2.0	-	-	-	粘土	22.7	68.1	



	工事区域	工種	長	巾	深	高	厚	馬路	數	横	敷	量	人足數	見積価格
芥見岩	同所下間無田川迄両側	松丸太	2.0間	一尺	一尺	一尺	0.6尺	一尺	間	尺		120本		
"	"	"	0.66	—	—	—	0.3	—	—	—		360本	—	368.590
"	"	两岸石垣	400.0	—	—	法 3.0	1.2	—	—	—	反	40.0坪		
前 洞	岩田村境分西市場境迄 西分水路 2号字馬出	水路両桁	200.0	—	—	9	—	—	—	—	土砂	22.5	135.0	
"	"	水路張石	168.0	2	—	—	0.5	—	—	—	粘土	28.0	168.0	
"	同所下左ノ方	井 桁	70.0	1	1.8	—	—	—	—	—	切返	21.0	63.0	
"	" 字山下	切 割	20.0	—	—	法 2.0	1.2	—	—	—	粘土	5.8	34.8	
"	" 所下	水路切返	76.0	1	2.1	—	—	—	—	—	切返	26.6	79.8	
"	" 所下	切 割	48.0	—	—	法 1.8.0	6.0	—	—	—	粘土	16.9	101.4	221.970
"	" 所下	水路切返	28.0	1.5	1.5	—	—	—	—	—	切返	10.5	31.5	
"	" 所下	水路	80.0	1.5	—	—	1.0	—	—	—	粘土	7.0	42.0	
"	" 所下	水路	80.0	1.0	2.0	—	—	—	—	—		26.7	80.1	
"	" 所下	水路切返	34.0	2.0	2.0	—	—	—	—	—	切返	22.7	68.1	
				2.0	—	—	2.0	—	—	—	粘土	22.7	68.1	



測点	大字名	小字名	品種	橋長	幅	平均数	見積価格	備考
20号	上白金	字北裏	土	30尺	4尺	3.33坪	12,198円	従来橋台石垣其のまま用 9
21号	"	"	"	6	4	0.67	4,130	
22号	"	字馬背	"	6	4	0.67	4,130	
23号	"	字荒神	"	10	6	1.67	12,911	
26号	"	字北裏	"	10	4	1.11	9,464	
20号	"	字馬背	"	10	4	1.11	9,464	
21号	"	"	"	10	4	1.11	9,464	
24号	"	"	"	10	4	1.11	9,464	
25号	"	"	"	10	4	1.11	9,464	
22号	"	"	"	35	4	3.67	22,474	
23号	"	"	"	35	4	3.67	22,474	
26号	"	字荒神	"	36	6	6.0	36,930	
27号	"	字土屋敷	"	36	4	4.0	23,837	
28号	"	字殿起	"	30	6	5.0	31,103	
30号	"	字西野	"	30	6	5.0	31,103	
31号	"	字馬背	"	33	4	3.67	22,474	
32号	"	字池頭	"	33	6	5.0	31,103	
25号	"	"	"	30	6	5.0	31,103	
29号	"	"	"	9	6	1.5	12,974	
30号	芥見	岩田分	"					

測点	大字名	小字名	品種	橋長	幅	平均数	見積価格	備考
—	芥見	字下野	土板	15尺	6尺	3.75坪	27,403円	
—	"	"	"	21	3	1.75	7,995	
—	"	"	"	15	13	7.58	51,451	
64号	"	字山田坂	土	21	6	3.5	24,365	
65号	"	"	"	21	6	3.5	24,365	
—	"	"	同	21	6	3.5	24,365	
—	"	"	"	21	6	3.5	24,365	
—	"	"	"	21	6	3.5	24,365	
51号	"	"	"	21	6	3.5	24,365	
52号	"	"	板	21	6	—	4,865	柱木梁崩替へ
75号	"	"	板	21	6	—	4,865	柱木梁崩替へ
99号	"	字井先	"	21	6	—	4,865	
100号	"	字野畑	土	27	6	4.5	26,848	
148号	"	字野畑	"	27	6	4.5	26,848	
149号	"	字野村	"	27	6	4.5	26,848	
136号	"	字長山	"	27	6	4.5	26,848	
137号	"	字長山	"	27	6	4.5	26,848	
117号	"	字長山	"	24	6	4.0	25,177	
124号	"	字長山	"	24	6	4.0	25,177	
125号	"	字長山	"	24	6	4.0	25,177	
126号	"	字長山	"	24	6	4.0	25,177	
127号	"	字長山	板	33	3	2.75	15,317	

測点	大字名	小字名	品種	橋長	幅	坪数	見積価格	備	考
126号	芥見	字殿屋敷	板	33尺	3尺	2.75坪	15.317円		
127号	"	"	土	33	9	8.25	50.537		
128号	"	"	"	27	9	6.75	42.649		
131号	"	字野村	"	27	9	6.75	42.649		
132号	"	"	"	27	9	6.75	42.649		
133号	"	"	"	27	9	6.75	42.949		
134号	"	字	"	27	9	6.75	42.949		
158号	"	字	"	24	10	6.67	46.869		
159号	"	字野畑	"	15	9	3.75	29.318		
173号	"	"	"	15	9	3.75	29.318		
174号	"	"	"	15	9	3.75	29.318		
186号	"	"	"	10	6	1.67	12.907		
177号	"	"	"	10	6	1.67	12.907		
178号	大宮	字四十八	"	10	6	1.67	12.907		
250号	"	"	"	10	6	1.67	12.907		
251号	"	字赤羽	"	10	6	1.67	12.911		
257号	"	"	"	12	6	2.0	14.946		
258号	"	"	"	10	6	1.67	12.911		
267号	"	字同島前	"	10	6	1.67	12.911		
268号	"	"	"	10	6	1.67	12.911		
260号	"	"	"	10	9	2.5	18.579		
261号	岩滝	字南へラ	"	10	9	2.5	18.579		
221号	"	字東へラ	"	12	6	2.0	13.073		
218号	"	"	"	12	6	2.0	13.073		

測点	大字名	小字名	品種	橋長	幅	坪数	見積価格	備	考
194号	滝	役場下	土	10尺	6尺	1.67坪	13.061円		
195号	"	字湯池	土	10	6	1.67	13.061		
113号	西市場	字中	板	10	9	2.5	20.280		架替橋台石積共
"	"	字南	"	10	9	2.5	20.280		架替
"	"	字土山西	"	9	6	1.5	17.997		"
"	"	字馬場	"	11	6	1.83	19.675		斜板橋架替

(橋管の設計) 橋管の復旧については、大は津保川に架設の大掛橋が、高低不同となつたための手直しから、小は径六寸の土管の復旧工事について設計、その数三十三カ所の多きに上つた、この見積り二千九百六十八円四十三銭七厘、内武儀郡地内の分千九百九銭、各務郡地内の分千九百五十九円三十四銭七厘、その内容は次のとおり。

大字名	位	置	長	内		坪	見積価格	備考
				横	法高			
下白金	47号間		10尺	15尺	6寸	14	7027	木材金物等材料及び大工人夫賃共 40.42~43.41.43~44.44~45の5カ所 全部木管種 用水管 材料一切及び大工人夫賃 掘削伏込埋戻共
"	46号間		10	1.5	8	15	7204	
"	47号間		7	5	5	-	16068	
"	36号間	外5カ所					267808	
小屋名	37号間		36	6.0	3.0	25.4	4922481	
"	字新屋敷		72	6.0	3.0	47.48	12027	
上白金	18号間		36	1.0	7	28	10088	
"	19号間		36	1.0	7	28	4.539	
"	21号間		12	1.0	7	9.4	1918.48	
"	22号間		72	14.9	4.0	78.74	2.163	
大官	字1丁田		30	3.0	1.0	-	2.155	
"	字赤羽		16	土管内径	6寸	-	6236.48	
岩	字西へラ		270	5.0	3.0	889.79	11970	
滝	東分水路		28	土管内径	1尺	-	585.88	
"	字南へラ		40	土管内径	1尺	-	1201.56	
芥見	字野畑		9.4	1.20	5.0	1.5.8.8		

大字名	位	置	長	内		坪	見積価格	備考
				横	法高			
芥見	字古稲葉		97尺	12.0尺		-	268.718	用水掛樋にて合5組 但十分の1配
"	字薬王寺		54	土管内径1尺5寸		-		
"	字池田		66	"		-		
"	"		88	"		-		
"	"		84	"		-	245.502	
"	"		76	"		-		
"	字牛子向石垣		4	土管内径芭尺		-		
"	津保川通		324	12.0	3.0寸	-	276.711	用水掛樋にて高低不同に付 復旧手直
"	字牛子		24	4.0	3.0	-	149.820	伏越樋
"	字四十八		24	6.0	3.0	8.8	57.828	用水掛樋にて窠台共
"	字折戸字野畑		24	12.0	3.0	13.38	129.248	用水掛樋にて八坪入合は古 板使用、管二台共 復水の為掘埋、土管は古の 儘使用
"	字池田		33	土管内径8寸		-		
"	字野村		33	"		-		
"	"		33	"		-	89.10	
"	字戸泉		33	"		2カ所		
"	"		33	"		2カ所		

大字名	位	種	長	内積		坪	見積価格	備考
				積	高			
芥見	字戸泉		33尺	土管内径七尺		2カ所	8910	洪水のため掘埋、土管は古の體使用
"	141号間		33	土管内径七尺		1	8910	
"	字玉邊		14	土管内径七尺式丁		1	3647	

〔其他の復旧〕 前記の外復旧を要するものに、堰柱二カ所、水抜き一カ所、伏越樋一カ所、石張二カ所で、その内容はそのとおり。

測点拾九号

一関枠水流六尺

此板坪式坪式合式勺  
内

老坪三合四勺

八合八勺

武儀郡小金田村  
大字上白金

内法  
高 四尺  
横 四尺

長 六尺  
高 四尺  
両側板坪

長 四尺  
高 四尺  
戸板坪

右入用

尺メ八分

檜板拾枚

長六尺

巾八寸

厚式寸

両側板

尺メ式分六厘七毛

同板五枚

長四尺

巾八寸

厚式寸

戸板

尺メ式分八毛

同木三本

長五尺式寸

四寸角

土台

尺メ七分四厘七毛

同木式本

長五尺五寸

四寸角

戸前柱

尺メ七分七毛

同木七本

長六尺

四寸五分角

笠木

尺メ七分六厘

同木式本

長六尺

四寸角

梁木

尺メ式分四厘

同木四本

長四尺五寸

四寸角

両側矩木

四寸皆折釘五拾本

此鉄目 七百五拾目

是ハ兩側板ヨリ 戸前柱  
矩木  
但宅本拾五匁  
へ板宅枚ニ五本打拾枚分

檜角尺メ宅本九分式厘三毛

代金七円八拾四銭六厘

但尺メ宅本  
金四円八銭

鉄目七百五拾目

代金三拾宅銭五厘

但宅メ  
金四拾式銭

大工四人四分

賃金宅円三拾式銭

但老  
三拾銭人

是ハ切組及笠木梁木込程共老坪式人掛

人夫七人四分

賃金宅円拾宅銭

但老  
拾五銭人

内

四人四分

大工手依一人ニ一人ツツ

三人

関梓据込地形平均両側石積共一式

計 金拾円五拾九銭宅厘

一製梓水流六尺

内法 横四尺  
高四尺

此板坪 式坪式合式勺

内

老坪三合四勺

長六尺 高四尺 兩側板坪

八合八勺

長四尺 高四尺 戸板坪

右入用

尺メ八分

檜板拾枚

長六尺 巾八寸 厚式寸 兩側板

尺メ式分六厘七毛

同板五枚

長四尺 巾八寸 厚式寸 戸板

尺メ式分八毛

同木三本

長五尺式寸 四寸角 土台

尺メ宅分四厘七毛

同木式本

長五尺式寸 四寸角 戸前柱

尺メ宅分宅毛

同木宅本

長六尺 四寸五分角 笠木

尺メ老分六厘

同木式本

長六尺  
四寸角

梁木

尺メ式分四厘

同木四本

長四尺五寸  
四寸角

兩側外  
短木

四寸皆折釘五拾本

是ハ兩側板ヨリ  
矩木

へ板老枚ニ五本打拾枚分

此鉄目七百五拾匁

但老本  
拾五目

右寄

檜角尺メ老本九分式厘三毛

代金七円八拾四銭六厘

但尺メ老本  
金四円八銭

鉄目七百五拾目

代金三拾老銭五厘

但老目  
四拾式銭

大工四人四分

賃金老円三拾式銭

但老  
三拾銭

是ハ切組及笠木梁木共板老坪式人

人夫七人四分

賃金老円拾老銭

但老  
拾五銭

内

三人

大工手依老人ニ老人

計 金拾円五拾九銭老厘

各務郡 芥見村

各務用水旁八号ノ三字大退

一水抜堀割長拾四間

右入用

尺五寸樋四拾式本

但間ニ三本ツツ

代金五拾式円五拾七銭六厘

但老本老円廿五銭老厘八毛

堀割 馬四間三尺

数拾五間

上ハ拾間  
床老間  
深三間

此坪百三拾七坪三合

内拾七坪二合長十四間

高二尺老寸  
横二尺老寸  
土管坪引

残倍坪式百四拾坪式合

此人夫九百六拾八八分

但老坪  
四人

此買金百四拾四円拾式銭

但老  
拾五銭

合計金百九拾六円六拾九銭六厘



岩瀧村境ヨリ三神野村境マデ

東分水路第三号字一丁田

一伏越樋長六間

右入用

一檢板卷枚

代金七拾錢

堀割長六間

堀割長六間

此坪六坪

内

残倍坪拾坪四合

此人夫四拾卷人六分

賃金六円廿四錢

合計金六円九拾四錢

各務郡 大宮村

内法 高卷尺 横式尺六寸 一ヶ所

但修繕

長三尺 巾尺六寸 厚式寸五分 用蓋板足シ木

但老枚七拾錢

馬式間三尺 上口式丈卷尺四寸 高床六尺 高四尺

外法 長六間 高尺五寸 横三尺

但一坪四人 但卷人拾五錢

東分水路第三号

境川口樋尻

一石張長九尺

此石六合

代金三円

此坪式坪三合

代金八拾九錢七厘

右入用

松丸太三本 長九尺

末口六寸

土 木

代金 卷円七拾七錢九厘

但老本五拾九錢三厘

松丸太九本 長四尺

末口三寸

控 木

代金 四拾四錢卷厘

但老本四錢九厘

合計金六円拾卷錢七厘

各務郡 大宮村

平均 巾九尺 厚尺五寸

但拾五メ目以上

但踏石一坪五円

但 大石ニ仕掛増共 一坪三拾九錢

控 木